

## 令和2年第1回神崎町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和2年3月12日(木曜日) 午後1時00分開議

- 日程第1 議案第13号 令和2年度神崎町一般会計予算  
日程第2 議案第14号 令和2年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第3 議案第15号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計予算  
日程第4 議案第16号 令和2年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第5 議案第17号 令和2年度神崎町水道事業会計予算  
日程第6 神崎町選挙管理委員及び同補充員の選挙  
日程第7 一般質問
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(10名)

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

---

### 欠席議員(0名)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	椿 等 君		
教育長	椿 勇 君	総務課長	伊藤 道雄 君
町民課長	久保木豊吉 君	まちづくり課長	金田 智 君
まちづくり課担当課長	鈴木 信成 君	教育課長	平野 悟 君
保健福祉課長	廣瀬 裕 君	会計管理者(出納室長)	明石 かほ 君

---

職務により出席した者

事務局長	高橋 誠一 君	書	記	秋山 崇 君
------	---------	---	---	--------

## ◎開議の宣告

○議長（石橋 伸一君） こんにちは。皆様、ご苦労さまです。4日に引き続き、会議を再開します。

初めに、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、議場でのマスク使用のご協力をお願いいたします。ただし、発言者はマスクを外して発言のほうをよろしくをお願いいたします。また、換気のため、傍聴者出入り口と左右の扉と議長席後ろの扉を開けておきますので、ご了承のほう、よろしくをお願いいたします。

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午後1時00分）

---

## ◎日程第1 議案第13号～日程第5 議案第17号の質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第1 議案第13号から日程第5 議案第17号の審議を行います。

令和2年度神崎町一般会計予算、3特別会計予算及び水道事業会計予算は、4日に一括上程され、5日と6日に各常任委員会で審査をしていますので、各常任委員会が担当した部門ごとに審議を進めていきたいと思えます。

最初に、総務文教常任委員会委員長より総括質問の申し出がありますので、これを許します。

3番 総務文教常任委員会委員長 高柳 智議員。

○3番 総務文教常任委員長（高柳 智君） 議長のお許しをいただきましたので、総務文教常任委員会に係ります総括質問を行います。

総務文教常任委員会は、去る3月5日に町長を初めとする町執行部に出席をいただき、同委員会所轄の令和2年度当初予算審査を行いました。担当課の説明を受け、質疑を行い、慎重に審査した結果を総括して質問を行います。

それでは、総務課から参ります。

ふるさと寄附金の歳入が増えている理由と、返礼品の種類を説明してください。

地域防災計画の見直し改定の内容はどのようなものになるのでしょうか。

地方交付税が大幅に増額になりますが、どのような要因か説明してください。

庁舎の既存の非常用発電設備の強化の内容はどのようなものになるのでしょうか。また、財調があるのであれば、起債を起こさずに一般財源で実施したほうがよいと考えますが、いかがでしょうか。

国土強靱化地域計画の内容についてご説明ください。

続きまして、町民課です。

国はマイナンバーカードに今後どのような機能を持たせる予定なのでしょうか。また、マイナンバーカードの普及率及び交付数が低い理由は何が考えられるのでしょうか。

香取広域市町村圏事務組合への交付金額が今年度は多いようですが、理由を説明してください。

プラマークのごみは最終的にはどのように処分されているのか、ご説明してください。

太陽光発電及び合併浄化槽の補助要件を教えてください。

町税が増収になっておりますが、主な要因は何が考えられるのでしょうか。

滞納処分等の強化で町税が増収されていますが、どのような状況なのでしょうか。

賦課徴収費が大幅に減額されている要因はなぜでしょうか。

軽自動車税の制度が変わったということですが、その内容を教えてください。

検診受診者特典クーポン券の内容を教えてください。また、利用率はどのくらいですか。

国民健康保険事業費納付金の内容と算出方法について説明してください。

国保財政を広域化したことによって、町にとってのメリット、デメリットを説明してください。

退職者医療制度とはどのようなものですか。また、なぜなくなったのですか。

最後に、教育委員会です。

少人数指導教員、施設管理員及び部活動指導員は、どのような職務内容なのか説明してください。

町指定の文化財については、誰が管理しているのか、また、文化財が災害等で倒壊しないような対策はとっているのか、また、地区からの要望にどのような対応をとるのか教えてください。

ふれあいプラザの非常用発電設備工事で、避難所としての機能はどの程度を想定しているのか。また、どのくらいの日数が対応できるのか教えてください。

学校給食事業が大幅な減額となっておりますが、その理由を教えてください。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） これより答弁を求めます。伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤 道雄君） それでは、総務文教常任委員会総括質問の中で、総務課の所管する質問について回答いたします。

5つございます。まず1つ目なんですけど、ふるさと寄附金の歳入が増えている理由と返礼品の種類についてでございますけれども、ふるさと寄附金につきましては、返礼品は地場産品に限るということ、それから寄附額の30%を超えないということなど、国から厳しい指導が今なされております。そういった中で、神崎町では日本酒を初めとする発酵食品や米、野菜など返礼品を65種類、準備しております。また、令和2年度からは、新たに発酵マラソン大会エントリー権ということで追加し、更なる寄附金の増額を見込んでいるところです。なお、令和2年5月の大会分につきましては、新型コロナウイルスの関係がありますので、見送っている状況であります。

2つ目のご質問です。地域防災計画の見直し改定の内容は、どのようなものになるのかというご質問ですが、神崎町地域防災計画につきましては、平成25年3月に改正し、7年が経過いたしました。千葉県地域防災計画につきましては、平成29年度に大幅な改正があり、新たに地震被害想定調査の結果、あるいは熊本地震の教訓、国による防災基本計画の修正など、更に防災関係法の改正などを反映したものがあります。これを受けまして、神崎町地域防災計画に、国や県の防災計画の改正を反映するとともに、昨年、防災会議で指定しました指定緊急避難場所、それから指定避難所等の改正、更に避難情報の名称の変更、それから平成27年度に防災行政無線屋外子局を新設しました成城台コミュニティセンターなどの追加を改正するものであります。

3つ目でございますが、地方交付税が大幅に増額になるが、どのような要因かということでございます。地方交付税の増額を見込んだ主な要因は、普通交付税の基準財政需要額の費目に、地域社会再生事業費が新たに算入されるものであります。この事業費は、地域社会の課題である人口減少、高齢化、インフラ老朽化などの対策に要する費用でございます。

この費目については、人口構造の変化と人口集積の度合いの2つの指標を用いて、交付額に反映されております。人口の減少率及び少子高齢化の進行率がともに高く、かつ人口密度が低いというほど、算入額が増加するという仕組みになっております。

4つ目でございますが、庁舎既存の非常用発電設備の強化の内容はどのようなものか、また、財調の残高があるのであれば、起債をせずに実施したほうがよいのではないかとご質問です。現在、設置されている非常用発電設備は、庁舎1階の限られ

た照明とコンセントのみが使用できる仕様となっております。昨年9月の台風時には、使用できるパソコンが制限され、長期の停電により住民サービスの低下や外部との情報交換にも十分に対応することができませんでした。

そういった中で、この教訓を踏まえまして、新たな設備では、役場1階と2階の全ての照明と、コンセント及び浄化槽が使用可能となり、災害対策本部の機能向上、住民サービスの適切な提供、トイレの使用が可能となります。

また、起債に関しましては、大前提であります世代間の負担の公平性というものがありますが、これを確保したいというのが第一でございます。更に、充当率・交付税措置の高い緊急防災・減債事業債の活用が可能であったために今回、起債のほうを選択させていただきました。

5つ目、最後のご質問ですが、国土強靱化地域計画の内容についての説明でございます。国土強靱化地域計画は、国が策定しました国土強靱化基本計画に即し、あらゆる大規模自然災害等に対して、致命的な被害を負わない強さ、速やかに回復するしなやかさを備えた国土強靱化を推進するための計画であります。国からも計画の策定については要請されているところでございます。

今後でございますが、国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金など補助事業の採択要件として、この計画に基づく事業であることが求められております。計画のイメージとしましては、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、それを回避するために必要な施策を検討し、対応策を設定していくというものになります。

総務課のほうは以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 久保木町民課長。

○町民課長（久保木 豊吉君） それでは、町民課所管のご質問関係をお答えさせていただきます。

まず、住民関係ですが、国はマイナンバーカードに今後どのような機能を持たせる予定なのか、また、カードの普及率及び交付数が低い理由は何が考えられますかというご質問です。

国が進めているカード機能（用途）の一つに、消費活性化策として、民間キャッシュレス決済手段に一定の支払いをした方にプレミアム・マイナポイントというのを国が付与するというものが今年9月から予定されていると聞いております。具体的な内容等についてはまだ検討中ということになっているところでございます。

ポイントの取得のためには、スマホ等でマイキーIDというのが設定が必要だと聞いております。

また、マイナンバーカードを保険証として利用する健康保険のオンライン資格確認が、令和3年3月から予定されています。カードを保険証として利用するには、本人によるマイナポータルの利用者登録と被保険者証利用の登録というのが必要になります。

普及率及び交付数が低い理由ということのご質問の内容ですが、まず、今年の1月末現在の本町のカードの交付率は、16.2%でございます。近隣の香取市が12.8、多古が10.7、東庄が10.1、全国平均で15%ということで、全般的に普及率が20%を超えていないというのが現状でございます。

その低い理由としては、皆さんがお持ちの個人番号の通知カード、これがあれば、税の申告であったり年末調整、こういった手続に不都合がなく、身分証明としても、運転免許証等の提示で足りるという場合が多いことから、余り不便を感じられないということが1つの要因かと思われまます。

今後も、引き続きカードの利便性、それから将来性の周知を図りながら、申請サポートを進めて参りたいと考えております。

続いて、環境関係です。

香取広域市町村圏事務組合への交付金額が非常に多いが、詳細を説明してくださいということです。令和2年度の香取広域への本町における負担金のうち、約8割が伊地山クリーンセンター及び最終処分場の管理運営費に充てられて、大部分がごみ処理費という形になっております。そのごみ処理施設の管理運営費の内容としましては、整備工事費に約3億5,700万円、それから、可燃ごみの処理委託関連で約2億9,000万円、それから、薬剤等の購入で約5,000万円というものが主な内容でございます。このうち神崎町は人口割、それから利用率割を合わせて、約5%から6%を負担しているという状況でございます。

なお、伊地山クリーンセンターは、稼働から20年以上が経過しておりまして、経年劣化が進んでおります。大規模な改修、炉の故障などの緊急的な修理を行っているほか、点検整備の回数を増やし、その点検の際に処理し切れないごみ処理の外部委託、こういったものの発注のため、施設延命のための経費が近年、増額傾向になっております。

続いて、プラマークのごみは回収後、最終的にはどのように処分されているのか説明してくださいというご質問です。平成29年4月からプラマークの収集が始まっておりますけれども、町から長岡不燃物処理場のほうに一旦、集めて梱包された後に選別業者に運ばれまして、最後に公益法人のリサイクル協会によって、荷物を載せるため

のパレットに再生されております。

令和2年度からは、製鉄する際の原料であったり、それから工場の機械を動かすための燃料として生まれ変わるという方法も予定されております。

それから、太陽光発電及び合併処理浄化槽の補助要件を教えてくださいというご質問です。太陽光発電システム設置の補助金につきましては、太陽光パネルのみを対象に、1キロワット3万円で、上限4キロワット、12万円まで補助しております。

その補助要件としては、町内の自己用の住宅、または所有者が別の場合にはその承諾を得たものに設置して、居住を必要条件としております。また、電力会社との電力需給契約を締結することも要件としております。

それから、合併処理浄化槽の補助金につきましては、単独から転換するものを対象としておりまして、補助額としては、7人槽で汲み取りからの転換で51万4,000円ということになっております。

その補助要件なんですけども、10人槽以下で一定以上の機能を有する合併処理浄化槽であり、排水路未整備区域にあつては蒸発散装置を設置するということが条件となっております。

続いて、税務関係です。

町税が増収になっているが、その要因は何が考えられるかということでございます。町税全体としましては、前年比較で1,320万円、割合にしますと1.92%の増額となっております。

増額となった主な要因につきましては、各税目とも、微増とはなっているんですけども、注目点としては、法人町民税が増加割合が最も大きい。前年比8.2%というようなことになっております。

法人町民税につきましては、昨年の税制改正によりまして、法人税割の引き下げがあったものの、大規模法人の本町の2社において、直近の決算で2期続いて好調な申告があったこと、また、その他の法人の全般的な今期の法人の申告実績を踏まえた中で、法人町民税の増収を見込んだ次第でございます。

続いて、滞納処分等の強化で、町税が増収されていると聞くが、どのような状況なのかというご質問です。特に滞納繰越分に対する滞納処分の強化は、収納率向上の大きな要因となることや、適正かつ公平な税制を推進するためにも、重要な事務と意識して取り組んでおります。滞納処分につきましては、督促、それから催告によって納付や納税相談に応じていただけない方を対象にして、財産調査に早期着手し、預金、それから給与等の債権、また、動産・不動産等の差し押さえ、また、必要に応じて捜



索等の実施を行っております。また、町職員を千葉県税務課へ出向させて専門知識を研修させたり、昨年度からは県税務課と連携した徴収対策を実施しているほか、県職員の派遣制度を活用するなど、徴収事務の向上に努めているところでございます。

続いて、賦課徴収事業の予算が大幅に減額となった要因はなぜですかというご質問です。賦課徴収事業の予算額は、前年に比べて5,100万円ほど減額となっております。その要因としましては、前年予算化しておりました委託料で、登記履歴管理システム構築業務というのと、3年前に評価替えを行っているその資料となる標準宅地鑑定の委託料、こちらの業務が完了したことによりまして、予算のほうは両方とも皆減したということと、このシステムの構築によりまして、例年経費でありました税務資料のファイリングデータの入力という業務があるんですが、こちらのほうの業務料が減ったということで、減額になっております。

それから、軽自動車税の制度が変わったということですが、その内容を教えて下さいということ。令和元年度の税政改正によりまして、10月から軽自動車税の課税の内容が変わりました。これは、昨年の消費税の引き上げに併せて、自動車需要の活性化のために自動車取得税を廃止したものの、地方の財源不足に対応する新たな車体課税が導入されたというものでございます。

主なその内容なんですけども、現行の軽自動車税の名称が軽自動車税の機種別割というものになりました、また、新たに環境性能割が追加導入されたということです。環境性能割とは、売買等で取得価格が50万円以上の軽自動車を取得した方に対して課税されるもので、環境負荷の軽減などに応じまして、税率の区分がされております。中古車も課税対象となっております。当面、県が代行で賦課徴収して、町のほうに税収を交付するというような内容になっております。

なお、令和2年9月までは、経過措置として軽減措置が設けられております。

続きまして、国保・後期特別会計の関係になります。

健診受診特典クーポン券の内容と、利用率はどれくらいですかということ。平成29年から、特定健診の受診率向上と町の活性化策として、道の駅の集客を目的にした各種検診の受診者に、受診結果の送付に合わせて道の駅の無料ドリンク券を同封しているというような内容でございます。

この受診者の特典クーポンの利用率なんですけども、平成29年度が27.5%、30年度が33.8%ということで、29年度が約4人に1人、30年度が3人に1人ということで、利用率のほうの向上は図られているということになるかと思われま。

なお、この事業につきましては、国保の保険者努力支援制度の加点項目ということ

で、特別交付金の加算対象にもなっているということでございます。

続きまして、国民健康保険事業納付金の説明と算出方法について説明してくださいというご質問でございます。平成30年度から国保の広域化が始まり、都道府県が財政運営の責任主体となりました。全国統一の算定方法によりまして、県が市町村ごとの納付金を算定しております。

算定に当たっては、医療分、それから後期高齢者支援金分、それと介護納付金分、それぞれ算出要素が異なるため、個別に納付金が計算されております。

まず、医療納付金につきましては、過去3年分の医療費実績をもとに、市町村ごとの年齢調整後の医療水準、所得水準をもとに、都道府県が医療給付費等の見込みを立てまして、公費等で賄われる部分を除いた額を納付金の額として算出し、市町村に納付金として割り当てております。

後期高齢者支援分につきましては、後期高齢者医療制度の財源の4割分を各種健康保険組合等が拠出するというような内容でございます。都道府県ごとに標準割合や所得水準について算出しております。

介護納付金につきましては、介護給付費の27%を賄うために、都道府県の介護保険必要総額を算出しまして、当該総額を所得水準に基づき各市町村に納付金として割り当てております。また、介護納付金の所得水準対象は、40歳から64歳の被保険者となります。

続きまして、国保財政を広域にしたことによって、町にとってメリット、デメリットを説明してくださいというご質問でございます。国民皆保険制度を将来にわたり守り続けるため、30年度から県を国保運営主体とする広域化が図られました。

広域化によるメリットとしては、安定した財政運営、それから効率的な事業確保が挙げられます。制度改正後は、市町村が支出する療養諸費に係る経費について、年度内に精算交付してもらえなど、安定した国保会計の運営が図られております。

デメリットとしましては、納付金算定等におけます基礎資料の提出、こういったものの事務の軽減が図られないということが課題となっております。

続いて、退職者医療制度とはどのようなものなのですか、また、なぜなくなったのですかというご質問です。退職者医療制度とは、企業を退職後、国保に加入し、年齢的にも医療の必要性が高まる時期となるため、市町村の国保財政の負担を軽減するために、昭和59年制度改正により創設され、平成20年度の高齢者医療制度の創設に伴い、退職者医療制度は平成27年3月末に廃止されました。

なお、平成26年度末までに退職者医療の対象となる方については、65歳となる月ま

で制度を存続する経過措置がとられております。そちらにつきましては、今年度、令和元年度の末で経過措置が終了するというようなことでございます。

町民課所管については以上です。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 教育委員会所管のご質問にお答えいたします。

1、少人数指導員、施設管理員及び部活動指導員はどのような人なのか説明してくださいという質問について、お答えいたします。

少人数指導員について、最初に説明いたします。少人数指導とは、児童・生徒一人一人の個性や学習状況に応じ、きめ細やかな指導を行うことです。指導方法として、学級を少人数のグループに分けて、別々の教員が習熟度別や課題別などで指導を行う方法や、教科担任のメイン教員が授業を行い、別の教員がクラスの中を回りながら個別に指導を補充する方法もとられております。効果としては、個々に応じた指導の充実により、学習の定着と学習意欲の向上、また、複数の教員の連携で多様な学習形態が可能になり、より質の高い授業展開も期待されます。

令和2年度、神崎中学校第1学年は、生徒数の人数により1クラスになり、教員一人一人の負担が大きくなるため、町で新たに専門的知識を有しきめ細やかな指導ができる方を任用したいと考えております。

施設管理員について説明いたします。神崎小学校は、建築されてから23年6カ月が経過し、米沢小学校は33年、神崎中学校は36年7カ月が経過しており、各学校それぞれ年々、修繕の場所が出てきております。大きな修繕になる前に、必要最小限で対応できるよう事前の点検や施設整備を行ってもらい、またグラウンドなどの敷地内の除草作業等の学校の環境整備を行う方を任用したいと考えております。また、情操教育の一つとして行っている生き物の飼育管理などを行うことも考えております。

続いて、部活動指導員について説明いたします。部活動指導員は、平成29年4月1日に制度化され、中学校の部活動において、学校長の監督下で顧問として技術的な指導や大会などへの引率を行うことが可能となりました。この制度を活用することで、教員の負担軽減が図られ、働き方改革にも繋がることから、部活動の指導をできる方を任用したいと考えております。中学校からの要望で、今年度は、サッカー、バレー、テニスの指導ができる方を考えております。

続きまして、町指定の文化財について、誰が管理しているのか、また、文化財が災害等で倒壊しないよう対策はとっているか。もし地区から要望があったらどのような対応をするのかについてお答えいたします。

文化財の管理につきましては、町指定文化財が現在8件あります。神崎町文化財の保護に関する条例第6条において、「指定文化財の所有者等は、指定文化財を管理しなければならない」との規定があり、現在、宗教法人やお寺の檀家の方々、法人格を持たない神社は、氏子の方々や地区の財産管理委員会などが管理をしているような状況でございます。

文化財への災害対策ですが、耐震診断や補強など、町としては実施したものはございません。事例がないということです。

地区からの要望については、神崎町文化財の保護に関する条例第10条に「指定文化財の管理又は修理等に要する経費は、所有者等の負担とする。ただし、多額の費用を要し、所有者等がその負担に耐えない場合その他特別の事由がある場合には、町は、当該所有者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる」との規定があります。事例として、平成11年度に並木神宮寺の本堂の大規模修繕の際には補助金を交付して修繕のほうを行った事例もございます。

文化財管理者が主体となり行う大規模な管理や修繕事業に対しては、計画段階から協議を受け付け、検討して参りたいと考えております。

続きまして、ふれあいプラザの非常用発電設備工事で、避難所としてどのくらいのことを想定しているのか、また、その設備でどのくらいの日数が対応できるかの質問についてお答えいたします。

昨年9月、10月に台風、大雨で本町のほうで被害があった際、ふれあいプラザは全館、通電している状況でありました。この時避難所として町民の方々が最大で1日当たり約100名の方が宿泊しており、また、ロビーなどのオープンスペースには、携帯電話の充電など多くの方が利用されておりました。このような状況を参考に、停電時にも同等の受け入れをできるようなことを考えております。

施設の中で、宿泊スペースになるところは、保健福祉館の集団指導室、母子保健指導室、ここは畳のある和室になります。あと多目的ホール側のほうで視聴覚室で多目的ホールを利用して、ロビーは皆さんが集まるオープンスペースという形で利用していきたいかなと考えております。

今回、非常用発電設備を設置して、自家発電で賄う機器につきましては、消費電力の大きなエアコンと多目的ホール内の舞台照明機器を除く電気製品の使用を見込んでおります。これには、事務機器や給水ポンプ、それとトイレの浄化槽設備、ダイルーム施設にあります温浴施設のボイラーの電源などの供給を考えております。多目的ホール内は、壁のコンセントにも電力を供給し、非常の照明機器や携帯のランタン等で

照明などの対応をしていきたいと考えております。

発電機の燃料は軽油を使用し、タンクの容量は990リットルになります。これらの供給電力の50%の負荷で連続運転をした場合は、45時間、75%の負荷で稼働した場合は30時間の運転時間を見込んでいます。夜間就寝時の時間帯は消費電力が下がるため、更に運転時間は伸びるものと一応、想定はされております。

停電が長期になる場合、燃料確保など課題はありますが、町内燃料事業者とも協議しながら、非常時に備えたいと考えております。

最後に、学校給食事業費で大幅な減額となっているが、その理由はなぜか。

学校給食費の減額の主な要因といたしましては、14節、工事請負費が817万円の減額になっております。そのほかに臨時調理員の人件費として89万9,000円が減額になっております。給食センターの業務の中で通常、給食の配送業務につきましては正規調理員が行いますが、人事異動により配置職員数が減員となったため、ここ数年、採用には至りませんでした。調理員兼運転手の臨時職員を募集しており、その予算を計上しておりました。

平成31年度につきましては、4月の人事異動により正規調理員が2名から1名となり、正規調理員は調理業務及び臨時調理員の指揮監督に専念させるため、配送業務は給食センター事務員が行っているような状況です。令和2年度の予算編成に当たり、現状の運営方法などを精査した結果、調理及び配送業務などに問題がないため、現状に合わせた臨時調理員人件費とし、減額といたしました。

以上で、教育委員会所管の答弁を終了いたします。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の総括質問に対する答弁が終わりました。再質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） ほかに質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 以上で総務文教常任委員会にかかわる質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議ありませんので、総務文教常任委員会に係る質疑を終結します。

続いて、まちづくり厚生常任委員会委員長より総括質問の申し出がありますので、これを許します。

1番 まちづくり厚生常任委員会委員長 椿 等議員。

○1番 まちづくり厚生常任委員長（椿 等君） 傍聴人の方、ご苦労さまです。まちづくり厚生常任委員会、椿です。

3月6日、私どもの常任委員会を町長、町の幹部職員の方々迎えた中で審議審査が行われました。その際、疑問あるいはなぜというようなものを若干、列挙させていただきました。各課別にその内容について質問させていただきたいと存じます。

まず、保健福祉課のほうからですけれども、1点目、社会福祉協議会に対して、前年対比40%増、600万円増の予算が盛られておりますけれども、1.4倍という急激に多くなったその理由づけ、それらをまず問いたい。できれば関連質問もその後のまちづくりのほうで若干させていただきたいと思います。

2点目、神崎町には幼稚園はございませんけれども、どうしても幼稚園に通わせたいという親御さんがおいでになります。その方々に町から補助金、助成金が出ております。それらの他市町村に通う幼児の人数及びその額の根拠、それらをお示し願いたい。

3つ目は、防犯灯の設置基準、私も区長をやりましたから、町に、防犯灯、あそこ切れているよ、あるいはこの場所にちょっと防犯灯が欲しいなというような区長要望でよくやったものですが、多分その設置基準につきましても町で定めるものがあるとは思いますが、町本来、ここに防犯灯があったほうがいいんじゃないかな、区民・住民の要望とは別に町が主体的にこの場所に設置したほうがよかろうというようなものが町としてないのか。あるいは防犯灯という明かりばかりでなく、もっと危険な場所にはカメラ等の設置も考えたらどうだろうというような、そのような提案を含めた設置基準、説明を願いたい。

予算の中に子育て包括支援センターがございますけれども、それらについての内容、詳細について説明を願いたい。

5点目が、保育所に通う園児の方々、それらの父兄より昨年アンケートをやったというように聞き及んでおります。それらのアンケートの結果、どのような要望事項があったのか。その中に多分、延長保育の要望もあったんじゃないかなと。それらを含めて、どのように延長保育を考えるか、あるいは考えないのか。

6点目、本日、WHOが新型コロナウイルスに対してパンデミック宣言をテドロス事務総長がしました。それに伴ってということではございませんけれども、学校あるいは保育所、町関連の施設、それらに対してのマスクや消毒液、在庫あるいはお手当て、今後の状況、どうなっているのかなと親として心配、あるいは町の住民として心配である。そんなことから、マスク、消毒液、それらについてどのような対策がとられて

いて、確保されている、十分なのかということについて聞きたいと思います。

大きな2番目として、介護保険事業についてお尋ねさせてもらいたい。

居宅介護、施設介護、地域密着型介護サービス、それらが介護の三つの柱になっていますけども、それらのサービス受給を受けている方、絶対人数として何人くらいずついるのか、また、1人当たりどの程度のサービス費が町から支出されているか、それらについてお尋ねさせていただきたい。

2つ目、介護保険、これは健康保険のほうにも言えることだと思うんですけども、滞納分の徴収がどうなっているか。予算書を見る限り、滞納分の幾らもらえるんだという額が余りにも少な過ぎるんじゃないかなというように思いました。これは実績数値として決算時に報告される。十分わかります。であっても、この予算の中では少なからず徴収者側の気合い、姿勢、それらのものを予算書に出すべきである。できれば、前年同額になれるかどうかは別にして、それに対する努力をしますという姿勢を予算案のほうに持っていたらいいんじゃないかなと。実際にどのようなことで考えているか。あるいは特別徴収が減ったわけではないんですけども、普通徴収の金額が大分、伸びていると。これらについてその理由をお聞かせいただきたい。

大きな3つ目、まちづくり課の企画関係でお尋ねさせていただきます。

成田空港より大変多くの助成金を神崎町は頂戴しています。6,000万円くらいだけ、頂戴していると思います。逆にその空港関連の支出という意味合いで重立ったものとして、地域振興連絡協議会、昨年、何か私は一度も参加していないし、一回もやったような記憶がないなと思います。また、トランジット&ステイプログラム連絡会の予算が盛ってございますけども、これらの予算はどのようなもので、その会がどのようなことをするのか、これをお尋ねしたい。

2つ目、人材育成事業、昨年実績ゼロだったように思いますけども、その内容はどんなものであるか。実績を含めて、多分、実績はなかったんじゃないかなと思いますが、実績を含めてお尋ねしたい。

3点目、第5次総合計画の策定が本年終わると伺っています。その内容と実際のスケジュール、どのようなものになるのかというところをお示しいただけたらお願いしたい。

4つ目、ここにちょっと載っていないんですけども、保健福祉課の時にイの一番でお尋ねさせていただいた社会福祉協議会の関連になります。わくわく西の城、本年3月をもってワーカーズコープから社会福祉協議会が受けるということになりました。その際、今までの予算から比べると、より多くの予算が投下されて委託契約が結ばれ

ます。4月1日以降。その額も含めて、社会福祉協議会に4月1日に相当厚い町の措置が講じられているように感じられてなりません。そうなった、ここまでになった背景と、その妥当性についてお伺いしたいと思います。

大きなくくりの4番目、産業係です。

重要インフラ施設周辺森林整備事業、重要施設の付近にある森林の整備というような感じで受け取れるんですけども、実際にその場所がどこであるか、あるいはその整備事業はどのようなことをもって整備事業としているのかということをお伺いしたいと思います。

2つ目、中小企業資金融資利子補給制度について、私ども農業者にとっては、農業近代化資金だとかという条例に基づいた国・県・町の利子補給制度があります。この利子補給につきましては、まだ町で条例制定されておられませんけども、すごく画期的でいいなと。本年140万円の予算を盛っております。これらの内容について説明を求めたい。

3つ目、米の高品質・高付加価値支援事業、名前はいいんですけども、一体どういうことなんだ、どういうものがその支援事業としてハード的に、カラスケール、網目の広い米選機、いろいろ考えられますけども、仮にそれらのものであったとして、それらをどの程度、神崎に波及させようという位置づけでこの予算が盛られると同時に、この予算になっているのかということをお伺いしたいと思います。

大きいくくりの5つ目、建設についてお伺いします。

町道成田神崎線、神宿松崎線、毛成堀籠線、これらについての用地買収はどの程度進んで、どのような今後の日程になるのか、それについてお伺いしたい。

また、神宿松崎線につきましては、県営の土地改良事業が計画されております。その土地改良事業と町道の整備、どちらが先だとか、あるいはこれに重点を置くだとか、そのようなことを含めてお伺いしたい。

3点目、郡の石井正夫議員のうちの先から成城台の下を通りまして植房に抜ける道がございます。郡の佐谷戸植房線と言ったらいいんでしょうかね。その道が、先般の話もございましたけども、そこを通るにはちょっと底がついたりというように、道路がすごくでこぼこで、水にやられて道路とその荒れ地との境界がちょっとわかりにくかったりというようなこともございます。それらの佐谷戸植房線、町としてどのような整備計画を持っているか、それについてお伺いしたい。

4点目は、台風の際、今年の台風、大雨、台風2つ、大雨、大変大きかったです。それに伴ってという言い方ではないと思いますが、神崎川、水道の取水場のある



川なんですけども、その川の両岸が木柵を含めて相当傷んでいるように思える。護岸の木柵再整備、どのように考えているか。

最後になりますけども、水道系のほう。

水道係につきましては、収入のうちにおける県からの助成金の額が減っております。理由づけとして、世帯数が減っただとか、運営管理費が今までより安くなったとか、去年、大分儲かったからだとかというようないろんな理由づけがあるかと思えますけども、なぜ県からの補助金が減ったか。

2点目、昨年、台風15号におきましては、停電の世帯数が相当ございました。ほとんどのお宅で町営水道に入っていればいいんですけども、町営水道に未加入の方につきましては、地下水になろうかと思えます。当然、揚げるのには電気が必要になります。ということで、大分もらい水をした方が多かったと思えます。私も例に漏れず、もらい水の一軒だったんですけども、そんなのを含めて、去年の台風、大雨、それらを契機に町営水道に入りたい、あるいは「今がチャンスです、町営水道に入ってください」というような役場からの問いかけ、推進、普及啓発活動はどうなっているんだと。また、今現在、給水戸数が何戸あるのか、それらをお尋ねして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石橋 伸一君） これより答弁を求めます。

廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 保健福祉課から最初にお答えさせていただきます。

最初の、社会福祉協議会への補助金、600万円増えたが、その根拠を説明してくださいという質問でございます。社会福祉協議会への補助金については、平成23年度までは2,000万円を超える額の交付をして参りました。しかし、東日本大震災による災害復興に予算を配分するため、町の各団体等への補助金について見直しを行ったことや、町社会福祉協議会の職員数が減少したこともあり、補助金の減額を行い、平成24年度以降、1,500万円の補助金の交付を行っております。

この間、社会福祉協議会では、支出の縮減や基金等の取り崩しなどにより、事業を継続してきたわけですが、介護事業を含めた業務の拡大に伴う人員の増加、その半面、繰越金や基金等の残高は減少しており、令和2年度には財源不足に陥るとの見込みから、昨年暮れに社会福祉協議会より補助金増額の要望がございました。

このため、協議会とも協議を重ね、要望額には届きませんでした。平成23年度の交付額2,060万円を基準に、600万円の増額を計上させていただきました。

ご存じのとおり、社会福祉協議会は地域の人々の住みなれた町での安心して生活す

ることのできる福祉のまちづくりの実現を目指したさまざまな活動を行っております。特に神崎町社会福祉協議会では、高齢者の在宅生活を支援するため、訪問介護やデイサービスなどさまざまな福祉サービスを行っているほか、地域の福祉活動の拠点として、ボランティア活動の支援も行っております。加えて、災害ボランティアセンターの立ち上げなども検討しております。町の福祉施策を進める上で大切なパートナーであり、なくてはならない存在だと認識してございます。引き続き町社会福祉協議会には、自主財源の確保等、財政の安定化への取り組みを強く要請して参る所存でございます。

続きまして、他の市町に通う幼稚園児に対する助成額の根拠を説明してください。また、どこの幼稚園に何人、通学しているのかというご質問でございます。令和元年10月1日施行の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律において、子育てのための施設等利用給付が創設されました。これにより、今まで管外保育料の対象にならなかった他の市町村にある幼稚園や認可外保育施設に通う園児の保護者に対しても助成の措置がとられることとなりました。

国の基準により、1人当たり次年度、想定している幼稚園は、月額2万5,700円、延長保育を利用する場合はプラス1万1,300円の上乗せとなり、最大で3万7,000円が上限となります。認可外保育施設につきましては、3万7,000円を上限として支給する予定でございます。

どこの幼稚園にというご質問でございますが、現在、香取市の佐原中学校近くにある幼稚園に3名の園児の方が通われております。また、認可外保育施設でございますが、こちらは印旛沼近くの施設のほうに1名の通園があるということでございます。

次のご質問、防犯灯の設置条件について説明してください、また、町として町内に防犯灯を設置したり、防犯カメラを設置することはできないかというご質問でございます。防犯灯の設置については、犯罪の発生防止と住民生活の安全確保を目的として、各地区からの要望、区長要望と呼んでございますが、これをもとに現場の状況やその必要性を確認した上で設置してございます。

町としては、少しでも多くの要望に応えられるよう、設置経費の安価な既存の電柱への設置を心がけております。現地の状況により、設置できる電柱がないような場合は、専用の電柱を立てて設置を行っております。

近年では、町内防犯灯のLED化が進み、以前と比較しても照度が高くなってきております。防犯上、必要であろうと思われる箇所や緊急性のある箇所については、区長さんとも相談の上、積極的に設置を進めて参りたいと考えております。

また、防犯カメラにつきましては、現在、町役場庁舎、ふれあいプラザ、保育所、そしてJR下総神崎駅など、公共施設に設置されております。

犯罪の防止や捜査に防犯カメラは大きな役割を果たすことは、昨今の事件・事故のニュースにより承知してございます。先進事例の設置手法や近隣自治体の状況を確認し、設置のほうを進められないかどうか検討して参りたいと考えてございます。

次に、子育て世代包括支援センターの詳細について説明してくださいというご質問でございます。

子育て世代包括支援センターについては、平成27年に閣議決定されました、まち・ひと・しごと創生基本計画等において、妊娠期から子育て期に渡るまでさまざまなニーズに対し、総合的に相談支援を提供するワンストップ拠点として整備するよう位置づけられました。当時、概ね平成30年度までに全国で設置をという目標が国により示されております。本町においても、令和2年4月1日開設のために準備を進めている状況でございます。

事業の内容といたしましては、妊娠、出産、産後の子育て家庭の個別ニーズを把握し、適切な情報提供、相談業務を実施し、必要なサービスに繋げる機能、また、支援が必要な妊産婦等について個別支援プラン、これは妊娠期から産後、子育て期まで自分や家庭がやるべきことや、妊婦健診や新生児訪問、乳児・乳幼児健診のスケジュールなどを記入したようなものになりますが、これを作成し、保健指導を実施する役割を担います。

現在でも、対象保護者・乳幼児等については、保健師による個別訪問や相談支援を実施しております。子育てに必要な情報、町の保健推進員や各支援機関と連携を図り、子育てのしやすい体制を整えて参りますが、来年度以降、これまで以上にきめ細やかな支援に努めて参ります。

次に、保育所の延長保育の実態と問題点について説明してくださいというご質問でございます。保育所は、保護者の就労状況により、8時半から16時30分までの短時間保育と、7時半から18時30分までの標準保育を行っております。

ご質問の延長保育は、18時30分以降の時間外保育でございますが、ご指摘のありましたアンケート等にもよりまして、十分その延長保育のニーズがあるということも承知しております。しかしながら、今般の幼児教育・保育無償化により、保育所、幼稚園にお子さんを預ける家庭が増え、どこの自治体、民間の保育所、幼稚園においても、保育士の確保が難しくなっております。現段階では、延長保育の実施は大変厳しい状況と思っております。しかし、社会情勢や家庭環境は常に変化しております。利用者のニー

ズに対しては耳を傾け、延長保育の実施の有無を含め、保育事業全般についても今後、検討していく必要があると考えております。

次のご質問です。感染症予防対策として、町としてはマスク・消毒液等は十分確保できているのかというご質問でございます。先週末の時点で、マスクは7,800枚、アルコール消毒液は12リットルの備蓄がございました。アルコール消毒液10リットルにつきましては、感染症問題が発生した3月以降に2度に分けて入手してございます。

新型のウイルス感染症については、いまだワクチンが開発されておらず、不明な点も多く、感染の拡大が更に広がるのか、終息時期がいつ頃になるのか判断できないような状況の中で、どの程度の物資の備蓄があれば十分なのかの判断も難しいのかと思われまます。マスクやアルコール消毒液については、町内のドラッグストアはもちろん、取引のある事業所や成田国際空港株式会社からご紹介いただいた事業所等にも購入の依頼を現在している状況でございます。

次に、介護特別会計のほうでございます。

居宅、施設、地域密着型サービスを受給されている対象者及び内容を説明してください、また、1人当たりどのくらいの費用がかかっているのかというご質問でございます。

最初に、居宅サービスについては、大きく4つのサービスの種類に分かれております。1つ目としまして、訪問型サービス。これは、自宅でサービスを受けるもので、訪問介護や訪問入浴、そういったようなサービスを受けられます。

2つ目として、通所サービス。これは、施設に通いサービスを受けるもので、施設で日帰り入浴や食事の提供を受けたり、介護老人保健施設等で日帰りのリハビリテーションを受けるようなものになります。

3番目として、短期入所サービスとしまして、こちらは宿泊してサービスを受けるもので、施設にお医者さんがいる短期入所療養と、お医者さんがいない介護短期入所生活援護というようなものになります。具体的には、前者の場合、成田市の透光苑や、稲敷市のいなしきの郷がそういった施設になります。また、お医者さんのいない施設につきましては、町内にありますじょうもんの郷や成田市の名木の里がこういった施設になります。

4番目として、福祉用具の購入や貸与でございます。これは車椅子等の貸与、そういったものが該当になります。

最初の居宅サービスにつきましては、毎月同じような方がサービスを受給されておりますので、同じような数になるのですが、令和2年1月の数字としましては、受給

者数が209名、給付額が月に2,120万円で、およそ1人当たり約10万1,500円の給付をしてございます。

2番目に、施設サービスについては、要介護の認定者が施設に入所し、介護度に応じて入浴やトイレ、食事等の介護など日常生活の世話や機能訓練などを受けるものがございます。こちらと同じように、本年1月の利用者数としまして、71名。給付総額が1,872万8,000円でございますので、1人当たり約26万4,000円ほどの給付額ということになります。

続きまして、地域密着型サービスは、高齢者が中度・重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるように、身近な市町村で提供されるサービスでございます。具体的には、地域の特性を生かし、その地域に沿ったサービスを提供するため、市町村が事業者の指定や監督を行っております。施設などの規模が小さいため、利用者のニーズにきめ細かく答えることができると期待されており、事業者が所在する市町村と同じ市町村に居住する方が該当となります。

こちらも、本年1月の状況としまして、受給者数は29名。給付額総額が231万3,000円となりまして、1人当たり約7万9,000円の給付となっております。

次に、介護保険料の徴収で、普通徴収の額が大変伸びている理由と、滞納分についてはどのくらい見込んでいますかというご質問でございます。令和2年度の第1号被保険者保険料の普通徴収の増加については、本年度予算編成時に算出額の手法の見直しを行っております。なるべく実際の調定額に近いような数字が導き出せるような計算方法を活用しまして予算化したため、前年に比べて額が増加となっております。

また、滞納繰越分については、例年、予算科目のみ計上しております。令和元年度の調定額としましては、277万6,433円を予定してございます。これに対しまして、2月末の現在の収納額は85万7,427円で、収納率としまして30.88%となっております。前年が23%前後であったことを考えますと、7ポイントほど上昇しております。

令和2年度につきましても、調定額が250万円程度、収納額は令和元年度と同様、80万円前後を想定してございます。収納率も同様に30%前後を見込んでおります。

保健福祉課からの説明は以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） それでは、まちづくり課の企画係関連のご質問にお答えしたいと思います。当初、3点いただきまして、追加で1点ということで、合計4点になります。

まず1点目、成田空港関係で、地域振興連絡協議会及びトランジット&ステイプロ

グラム連絡会の事業内容を説明してくださいというご質問でございます。地域振興連絡協議会は、成田国際空港を地域振興の核といたしまして、より豊かで住みよい北総地域の実現を目指して、活力ある空港周辺地域の振興に寄与することを目的として設立された協議会でございます。千葉県及び空港周辺の9市町が構成員となりまして、千葉県を事務局といたしまして運営されております。

事業内容につきましては、空港周辺地域の振興等に係る調整・協議、空港周辺に関する調査・研究。現在は千葉県が主導となりまして、空港周辺9市町の事業計画をまとめた成田空港周辺の地域づくりに関する実施プランの作成に取り組んでいるところでございます。

続きまして、トランジット&ステイプログラム連絡会につきましては、成田空港を利用する外国人旅行者の空港周辺地域への短期滞在促進を図るとともに、ボランティアガイドの拡充を図ることを目的として、成田国際空港振興協会が事務局となりまして運営されております。

具体的には、ボランティアガイドが同行するツアーの運営、またバスツアーの運行が行われております。神崎町は、毎週火・水・木、3日間、JRバスが道の駅に立ち寄っております。そこで味噌玉づくりの体験と、昼食としておにぎり弁当の提供が盛り込まれたツアーになっております。平成30年度におきましては、約400名の参加がありまして、本年度も少しずつ参加者が増えている状況でございます。

2点目でございます。人材育成事業の内容を、実績を含めて説明してくださいというご質問です。人材育成事業は、国際化時代に相応しい個性的で魅力的なまちづくりの推進を図るために、人材育成事業に取り組む方に対し交付金を交付する事業になります。

具体的な事業内容といたしましては、大学生までの学生が取り組む海外派遣事業やホームステイの受け入れに要する経費、また、まちづくりのための調査研究などを目的とした事業に交付をしております。

これまでの実績といたしましては、以前、行っていたんですけども、中学生の海外派遣事業への助成、人材育成基金を使いまして英語指導助手に対する経費の支出、また、神崎中学生と特別支援学校との交流事業などへの充実に使って参りました。ここ数年、事業実績がございませんので、当該事業の広報・PRに努めて参りたいと考えております。

3番目、第5次総合計画の策定に係る内容とスケジュールをということでございます。現在の第4次神崎町総合計画でございますけれども、計画年度が令和2年度まで

であるため、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画年度といたします、第5次神崎町総合計画を作成することといたしております。

内容につきましては、子育て支援、高齢者福祉、地域振興や人口減少対策などの重点施策を初めとしまして、町の産業、生活基盤、教育・子育て、健康・福祉、生活環境などのあらゆる分野において、今後10年間の計画を立てるものでございます。

スケジュールでございますけれども、役場内のワーキンググループ、本部会議、町長の諮問機関であります総合開発審議会での審議・答申を経まして、令和2年内に素案を作成したいと考えております。その後、パブリック・コメントを実施しまして、議会への説明をいたしまして、令和2年度内に策定することとしております。

それから、もう一つご質問がありました。わくわく西の城の指定管理の件でございます。昨年度が予算額390万円で指定管理委託をしておりましたけれども、今年は900万円まで引き上げて、指定管理を社会福祉協議会さんのほうに委託する予定でございます。

390万円の委託料から900万円に指定管理料を引き上げた理由ということでございますけれども、今年の3月31日までになりますけれども、ワーカーズコープさんのほうで5年間、指定管理をしていただきましたけれども、5年間ずっと赤字を計上しながら経営してこられたという経緯がございます。実際、どのぐらいの経費が必要になるかということで聞き取りをいたしましたところ、大体、光熱水費、これが約300万円、それから人件費、2人を見込みますけれども、1人当たり300万円ということで、2名分ということで600万円、合わせて900万円ということで、900万円という金額を計上したところでございます。

続きまして、まちづくり課産業係の関係でお答えしたいと思います。産業係も3つご質問をいただいております。

まず1点目です。重要インフラ施設周辺森林整備事業の詳細と該当地区について説明してくださいということでございます。昨年秋の台風の強風による倒木の被害を受けまして、重要インフラ施設周辺森林整備事業が今般、創設されたところでございます。この事業は、道路、それから送配電線等の重要なインフラに近接する森林について、風による倒木の被害を未然に防止するために、市町村、森林所有者、それから施設管理者が協定を締結いたしまして、風による倒木等の懸念のある森林に対して行う森林整備事業ということになります。

昨年は、本町におきましても台風15号によりまして風倒木の被害が多数発生しておりまして、町民の生活に及ぼす影響を最小限に抑えるための対策は急務と考えており

ます。令和2年度実施箇所につきましては、被害の大きかった古原地区、こちらを予定しております。

具体的な事業の内容としましては、古原地区の場合は送電線の周りに倒木が多かったということで、その送電線の周辺にある木をまず切り倒しまして、そこに今度は新たに低木、余り成長しない木を植えて、環境を整備していくというような事業内容になっております。

今後は、また被害の想定される区域、植房地区とか、結構、山深い地区がございますので、その辺もこの事業の適用を考えて参りたいと思っておりますのでございます。

それから、2点目、中小企業資金融資利子補給制度についての内容でございます。中小企業資金融資制度は、町内の中小企業を経営される方々の経営に要する資金が必要になった場合、千葉県信用保証協会と町内の金融機関との連携と協力のもとに融資を行う制度でございます。支払利息を一部、町が負担するという事で、低金利で資金調達が可能となるという制度でございます。

具体的には、町が金融機関に1,000万円を預託いたします。その1,000万円を預託することによりまして、金融機関は7,000万円までの融資枠を設けるということになります。資金を借りれば当然、利息が発生することになりますので、その利息に対して年2%以内で利子を補給するという仕組みでございます。

先ほどのご質問の中で、条例がまだないというようなお話、ございました。この3月中に条例策定いたしまして、専決処分をいたしまして、4月1日から施行させることで準備を進めております。具体的に議会の承認は6月の議会で皆さんにご承認をいただくということで考えてございます。

最後になります。米の高品質・高付加価値化支援事業の詳細ということでございます。この事業は、神崎産米の高品質化・高付加価値化を図るために導入する、米の色彩選別機または紙マルチ田植え機の導入経費、こちらの3分の1の経費、上限100万円でございますけど、それを補助する、町で単独で補助する事業でございます。

また、農協の出荷規格であります1.8ミリメートルの選別網、こちらを更に高規格である1.9ミリメートルの網を併せて導入していただきまして、粒の揃った高品質米の生産によって質の向上を図るということでございます。

対象者につきましては、人・農地プランに登録されている認定農業者または3人以上の営農集団・農地所有適格法人で、5ヘクタール以上の水稻作付または環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組む水稻を2ヘクタール以上作付する経営体を対象としているということでございます。



以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課建設水道担当課長。

○まちづくり課担当課長（鈴木 信成君） それでは、まちづくり課、まず建設係への質問4点ほどございます。

町道成田神崎線・神宿松崎線・毛成堀籠線の用地買収の見込みについてというご質問でございます。まず、現状から申し上げます。成田神崎線につきましては、令和元年度に7名の方から用地のご協力をいただきまして、全体の取得率としまして83%ほどになってございます。

令和2年度に関しましては、4名の方からご協力をいただきたいと思いますと思ひまして、予算計上をさせていただいております。

続きまして、町道神宿松崎線に関しましては、圏央道から神崎側区間の道路設計を平成30年度、橋梁との関係がある圏央道から成田市側区間の道路設計を令和2年度の予定で計画してございます。平成30年度に設計の完了した神崎側区間に関しまして、令和元年度から用地買収に着手しております。現在4名の方にご協力をいただきまして、取得率といたしまして12.3%ほどご協力いただきました。

令和2年度に関しましては、12名の方から用地をご協力をいただきたいということで予算計上させていただいております。

続きまして、最後に町道毛成堀籠線につきましてですが、こちらに関しましては、本年度に道路設計を実施してございます。道路の所要地面積に関しましては、今年度中に確定する予定ですが、老朽化した毛成橋の架け替えのための橋梁の詳細設計を令和2年度に予定してございます。橋梁前後の取り付け道路の所要地面積の確定は令和2年度となりまして、従いまして、令和2年度から用地買収に着手したいと考えてございます。取得単価を決定するために、不動産鑑定料と公有財産購入費として約1,400㎡ほどを計上させていただいているところでございます。

1つ目につきましては以上でございます。

続きまして、神宿松崎線で、土地改良と道路、どちらが早くできるのかというご質問でございます。こちらに関しましては、道路となる区域外を土地改良事業区域とするために、一昨年、道路詳細設計業務を行いました。昨年度、道路用地を確定しまして、本年度から用地買収に、先ほど申し上げたとおり着手しているところでございます。

土地改良事業につきましては、令和元年度に法手続に入り、令和2年度に採択という計画となっております。以降、測量、面工事、換地・登記等の予定で、令和8年

度までの計画となっておりますので、道路事業に関しましては、土地改良事業の面工事に合わせて本工事に着手したいと考えております。まずは用地の取得に努めまして、令和7年度には順調にいけば道路の供用開始を目指したいと考えております。

続きまして、3つ目、佐谷戸から植房へ向かう道路の今後の整備計画についてということでございます。こちらに関しましては、植房地区の方から区長要望として舗装の要望が数度、出されている状況でございます。

本路線は、植房地区からの利用も多いため、早い段階で舗装工事を計画していきたいと考えてございますが、途中区間に本計画であります町道成田神崎線と交差する部分もございますので、舗装工事の段階になりましては、成城台団地側からの舗装工事計画となるかと思われま。

続きまして、神崎川の護岸工事の木柵の再整備についてということでございます。こちらの木柵に関しましては、26年度から3カ年程度で木柵を設置したところでございます。原因としましては、神崎川から水田用の用水を汲み上げている機場がございます。この用水の確保のために、隔年で神崎川を浚渫している状態でございます。この浚渫時に、護岸付近は掘削できないために、河川中央部をちょっと深めに掘ってしまうということでございます。それが時間経過とともに柵渠下部の土砂が河川中央に寄っていくというような状況で、柵渠裏側の土砂が流出してしまうことが原因かと考えられます。こちらの再整備につきましては、柵渠のかさ上げ等の対策を検討していきたいと思ひます。

以上で建設系のほうの質問を終わります。

続きまして、水道系のほうの質問に移らせていただきます。

水道係としては2点、県からの補助金が減ったが、理由はなぜか説明してくださいということでございます。この補助金に関しましては、市町村総合対策事業補助金でありまして、県営水道と水道料金の格差をできるだけ縮小させるための高料金対策のための補助金でございます。

水道事業体が経営基盤の強化、経費節減等の取り組みを条件のもと、前年度の県営水道の水道水を供給するために必要な原価、いわゆる県の給水原価と町の給水原価の差分の2分の1を算定の基礎としまして、町からの高料金対策補助金を上限に交付されている補助金でございます。

2年度予算につきましては、元年度予算と比べまして336万9,000円ほど減の861万3,000円という計上になってございます。令和元年度に交付されました補助金額の算定をもとに、令和2年度分の想定補助額の算定を行ったところ、算定基礎となる神崎

町の前年度給水原価、主に職員給与費の減少によるもので、その前の年度に比べて大きく減少しましたので、県営水道と神崎町水道の給水原価の差が縮まるということになりましたので、補助金の減少の原因となっております。

続きまして、今現在の給水件数と、昨年の災害で井戸水が断水した家が多くあったと思うが、水道加入の普及啓発はどのようにしていく予定ですかというご質問でございます。令和元年度の見込みの給水件数は1,976件になります。水道の普及率といたしまして、79%ということになってございます。町全体としまして79%ということでございますが、神崎地区、米沢地区ということで分けますと、神崎地区が85.3%、米沢地区に至りましては46%という状況でございます。

停電時の家庭用井戸利用者に対する応急給水方法としまして、町としましては古原浄水場、各地区のコミュニティセンター、役場、ふれあいプラザという主な拠点を給水拠点としまして対応しております。

水道のほうは、停電であっても安定して給水ができるよう、非常用発電機を準備しております。また、併せまして令和2年度に発電機、予備発電源を購入する予算となっておりますが、このことについても、水道ご利用のお客様から高評価をいただいております。広報やホームページなどで、停電時、利用できるということをPRしまして、啓発に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、まちづくり厚生常任委員会委員長の総括質問に対する答弁が終わりました。再質問はありますか。

6番 木内直樹議員。

○6番（木内 直樹君） 関連質問で、恐縮です。

社会福祉協議会について福祉課長にお尋ねします。直近で福祉協議会の理事会、あるいは評議委員会、開かれましたでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 保健福祉課、廣瀬課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 会議のほうは開かれていると聞いております。

○議長（石橋 伸一君） 6番 木内議員。

○6番（木内 直樹君） 現職の神崎町長は理事の一人に名を連ねるはずですが、町長はご出席して、会議の経験がございませうか。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 私は出ておりません。

○議長（石橋 伸一君） 6番 木内議員。

○6番（木内 直樹君） わかりました。

福祉協議会は10名の理事と15名の評議員で評議員会も行われていると。先ほど平成23年度までは2,000万円を超える助成金が支給されておったと。それが現在では足りないというか、基金を取り崩して運営している状態である。だから600万円の助成金をして合計2,100万円となりましたという説明がございました。

それと当初、聞いておりましたら、わくわく西の城の指定管理者として900万円の予算を取っている。その説明が、600万円の人件費と光熱費が300万円という説明です。その中の人件費の2名分の600万円が新たにここに出てきたのかなと思ったら、別なことですね、課長。900万円の指定管理料のほかに、福祉協議会に今年度から600万円の増額と、2本立てでございませうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

先ほどもご説明したとおり、福祉協議会からの町への要望につきましては、令和元年12月に行われております。その段階で福祉協議会ではまだ指定管理者の選定のほう、立候補してございませんでした。ですので、保健福祉課業務の中の補助金につきましては、わくわく西の城の指定管理を別のものと考えて、その時点ではなかったものでございますので、除いた状況の中で増額を決定させていただいております。

○議長（石橋 伸一君） 6番 木内議員。

○6番（木内 直樹君） 昨年、本宿の区長を代表して、代表区長の要望として、各戸に社会福祉協議会賛助金ということが半強制的に1軒頭1,000円の割り当てが来ております。そのほかに赤十字協力金というのをやっております。これは毎年1,500円ずつ各町内から協議会に納めるものでございます。その次は評議員会の15名の方々が賛助金と言って1口2,000円、3,000円という寄附を募って歩く係であります。これを合わせると、どのくらいの金額になるかご存じですか。500万円弱あります。

平成23年度に、23年、24年を含めまして、協議会のほうで二、三トラブルが続きました。ここにおられる石井先輩議員と私がまちづくりの委員のほうで協議会の局長、責任者お呼びして説明をいただいたところ、賛助金とこの金額の合計すらも知らない回答で、せいぜい二、三百万円でしょうというような回答があつて、石井議員も私も呆れたところなんです、実際は480万円あります。

言いたいことは、これが多過ぎるとか、これはやめたほうがいいのかということじゃなくて、本年はいろいろ考えた結果の増額でしょうから、次の回に町長も理事会に出席して、内容を聞いてください。基金を取り崩してやっているような状態だから助

成したというのは当たらないと思うので。当時、近隣町村で一番大きな基金を持っているのは東庄町、4,800万円でした。神崎町は4,000万円の基金のほかに、定期預金6,000万円あるのをご存じですか。1億円を超えるお金を持っております。

そのようなことの理由をつけて、本宿区長会としては各戸の1,000円をやめるか、1口3,000円、2,000円の寄附金を集めるのをやめてくれないかという要望がありました。また、当時トラブルが多く続いて、石橋町長、出席するのが嫌いで、元の総務課長、大須賀光章さんが今、監査として入れてあるはずです。

予算についての疑問だったんですが、基金を取り崩さなければならないほど切羽詰まっていないであろうということと、基金はあり過ぎるほどあります。900万円の中で600万円が人件費として西の城で支給されているのであれば、逆に600万円を減額して900万円で落ち着くということではないんでしょうかと思ったものですから、関連質問をさせていただきました。

今日は入れ歯がなくて、はっきりしなくて申しわけありません。どうもありがとうございました。是非次回は町長も理事会に出席して、この経費の内容と定期預金と賛助金の集め方についてお勉強してきてくださることをお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 今回の社協のお話の中に2つお話があったかなと思っております。

まず最初のお話が、社協の補助金が当時二千何ぼあったものが、2011年の災害がございまして、町が災害復旧に専念するという中で、お金を節約するんだというようなお話で、団体への補助金を減らしたという経緯がございました。それで1,500万円まで下げたと。当面の間は自分の持っている積立金でやってくれというような状況であったと聞いております。

そうした中で、8年、9年と過ぎてきたわけがございまして、その積立金も大分、底をついてきたということでもあります。そうした中で、元の2,000万円超の補助金に戻すということもございます。

それから、2点目ですけれども、西の城の管理についてかと思えます。西の城の管理につきましても、先ほどからお話が出ていますけれども、ワーカーズコープが長年やってまいりました。こちらにつきましても全国的な組織というような中で、多少の赤字は補ってもやはりある程度、地域に密着していきたいというふうなお話の中で続けてこられたと聞いております。

ただし、今年になって、去年からですけれども、ワーカーズコープももう続けられないというようなお話がございまして、じゃあ、実際どの程度の財政規模なのという話の中で、実はこの程度、赤字なんだと、これでもやっているんだというお話でございました。じゃあ、その財政のお金を見せてもらって、その上でそのお金を上げて、もう一度プロポーザルを行ったわけです。ですから別に社協ありきで上げたわけではなくて、プロポーザルを行う前に、ワーカーズから出た試算の中で金を出して、これでワーカーズも出てこいと、ほかの会社も出てきてくださいという中で、プロポーザル審査を行ったわけでございます。そうした中で、管理の方法だとか地域性だとか、あるいは信頼性だとかいろいろ混ぜながらプロポーザルを行って審査をしたと聞いております。その結果が社協になったということでございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質問は。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） この問題はまちづくり厚生常任委員会で出まして、その時に、とりあえず社協の決算書を出してくださいと。だから私もその時決算書、中途から出てきましたが、委員会のほうでよく見ていませんが、議員の方々に決算書を、この前の、局長、まだあるなら、私らの委員会には出てきたんですから、議員の皆さんにも見てもらって、それでどういう状況で毎年のように取り崩してきたかは決算書を見ればわかるでしょうから、決算書を議員の皆さんに見せてもらえませんか。これは課長。この前、出てきたんだから。決算書。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 決算書につきましては、保健福祉課の部門が終わった後、午後から委員会のほうに提出したと認識してございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） じゃあ、局長、議会のほうに決算書をまだ置いてありますよね。誰が持っているんですか、そうすると。（「私です」と呼ぶ者の声あり）そうやって言ってくれればいい。はい、わかった。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質問はありますか。

以上で、まちづくり厚生常任委員会にかかわる質疑を終結したいと思います。ご異議ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議ありませんので、まちづくり厚生常任委員会にかかわる

質疑を終結します。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。なお、一般会計、3特別会計、水道事業会計を合わせて討論されるようお願い申し上げます。反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 賛成討論はありませんか。

3番 高柳議員。

○3番(高柳 智君) それでは、令和2年度一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、介護保険事業特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算の3特別会計予算及び水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

まず、令和2年度の一般会計当初予算の総額は27億3,800万円と、前年度と比較して4.1%、1億800万円の増額となりました。予算編成に当たっては、町税等の税収も見込まれ、従来の枠配分方式によらず、前年同様、ゼロベース積み上げ方式とし、本当に必要な経費を精査、積み上げとするなど、評価できるものであります。

歳入は、前年度対比で町税は1.9%、1,320万円の増、地方消費税交付金は、消費税税率引き上げの影響で19.3%、2,100万円の増。この増収分は全額、社会保障費の財源となります。地方交付税は、新たに地域社会再生事業費の交付を見込み、3.4%、3,000万円の増、国庫支出金は耐震改修事業の完了により23%、5,037万3,000円の減、繰入金のうち財政調整基金繰入金は4.5%、1,077万5,000円の減、町債は、庁舎及びふれあいプラザの非常用電源整備事業分により106.2%、8,060万円の増となっております。歳入のうち3割強を地方交付税が占めており、財政の硬直化が進み、大変厳しいものと考えられます。

歳出については、総務費以外は全て前年度比増額となっております。民生費は、社会福祉協議会に対する助成の増、障害者自立支援給付費の増などにより4.7%、3,503万7,000円の増、衛生費は、こども医療費助成の継続などで4.7%、1,145万5,000円の増、農林水産業費は、重要インフラ施設周辺森林整備事業の新設等により13.4%、1,679万6,000円の増、商工費は中小企業資金融資、利子補給事業の新設により95.5%、1,091万2,000円の増、土木費は、町道成田神崎線の整備、町道神宿松崎線、町道毛成堀籠線の道路改修及び多目的広場の整備等により8.8%、1,759万9,000円の増、消防費は、地域防災計画改定事業、緊急情報発信システムの改修等により3.9%、554万

2,000円の増、教育費は、学校給食費助成の継続、発酵マラソン大会の補助等により3%、774万7,000円の増、また、公債費は1.2%、280万円の増となっております。

令和2年度の重点事業である庁舎非常用電源整備事業及びふれあいプラザ非常用電源整備事業は、昨年の台風15号からの一連の災害に露呈されました庁舎及びふれあいプラザの電源設備の脆弱に対し、それぞれ災害対策本部機能の強化、避難所機能の強化を図るものであります。併せて地域防災計画の改定及び緊急情報発信システムの改修も一体として早急な対応が望まれます。

また、第5次神崎町総合計画の策定は、神崎町の特性や資源を最大限に生かし、ふるさと神崎町の目指す今後10年間の将来像を描く大変重要なものであり、夢のある計画の策定を希望いたします。

一方、町の将来を担う子どもたちを育むために実施しているこども医療費助成、出生時・学校入学時に支給する子育て支援給付、幼稚園を含む保育料の助成、児童手当支給、そして小中学生の給食費の助成は、子育てを行う若い家庭への支援のため、これからも是非続けていく必要があると考えております。

また、子どもたちの遊び場である児童公園の遊具の新設も計画されております。

道路インフラにおいては、並木1号線の法面の修繕及び町道成田神崎線の移転補償工事、切土工事、用地買収、町道神宿松崎線の供用詳細設計。用地買収、町道毛成堀籠線の不動産鑑定、用地買収と道整備改良事業を、限られた予算の中でバランスよく進めております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、さまざまなイベント等が中止になっております。一日も早い収束及び特効薬の開発が待たれますが、5月に予定されております発酵マラソンは初めての試みなので、開催が望まれます。

特別会計においては、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計では、被保険者の減少等により、いずれも一般会計からの繰入金は減っており、後期高齢者医療特別会計では、被保険者の増加により一般会計の繰入金が増えております。

国民健康保険事業特別会計は、前年度比5.1%、4,000万円の減。今後も引き続き病気の予防を実施し、医療費の抑制を図る必要があります。

介護保険事業特別会計は、前年度比0.5%、3,000万円の減、後期高齢者医療特別会計は10.9%、880万円の増となっております。

水道事業会計予算は、水道事業収益は、県補助金の減により1.42%、309万1,000円の減、資本的支出は、排水ポンプ、制御盤の改修等により110.9%、5,538万4,000円の増額です。



水道は昨年の台風等の災害に対しとても心強いことが証明されております。これも東日本大震災時の災害復旧対策及び日頃の職員の方々の対応の賜物であると思います。更なる水道事業のPRを行い、加入促進を図るべきだと思います。

一方、今後も安心安全な水道給水を行うため、人口減による水道料金の減少に対する備えも検討する必要があると思われまます。

以上、新年度予算は無駄を省き、健全財政を維持しつつ、ハード、ソフト、そして乳児から高齢者、障害者に至るまで行き届いた予算であり、誰もが安心して暮らせる住みやすい神崎町をつくっていくために、町民目線で作成され、大変評価されるものであり、賛成するものであります。

以上、私の要望も踏まえまして、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（石橋 伸一君） ほかに、反対討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） お諮りします。討論を終結し採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

日程第1 議案第13号 令和2年度神崎町一般会計予算を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（石橋 伸一君） 着席してください。起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第2 議案第14号 令和2年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（石橋 伸一君） 着席してください。起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3 議案第15号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計予算を採

決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(石橋 伸一君) 着席してください。起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4 議案第16号 令和2年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(石橋 伸一君) 着席してください。起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5 議案第17号 令和2年度神崎町水道事業会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(石橋 伸一君) 着席してください。起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第6 神崎町選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長(石橋 伸一君) 日程第6 神崎町選挙管理委員及び同補充員の選挙を議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

それでは最初に、選挙管理委員を指名します。

長竿伸一さん、高柳力三さん、郡司正夫さん、伊藤 明さん。

以上の方を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました長竿伸一さん、高柳力三さん、郡司正夫さん、伊藤 明さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理補委員充員を指名します。

順序1位、齊藤享男さん。順序2位、椿 欣一さん。順序3位、菱木吉一郎さん。順序4位、坂本正男さん。

以上の方を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました順序1位、齊藤享男さん、順序2位、椿 欣一さん、順序3位、菱木吉一郎さん、順序4位、坂本正男さん、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

ここで名簿を配付します。

ここで休憩します。議場の時計で午後3時25分まで休憩といたします。

(午後3時15分)

---

○議長(石橋 伸一君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後3時25分)

---

## ◎日程第7 一般質問

○議長(石橋 伸一君) 日程第7 一般質問を行います。

質問は、一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に答弁をお願いします。

◇ 3 番 高 柳 智 君 ◇

○議長（石橋 伸一君） 3 番 高柳 智議員の質問を許します。

○3 番（高柳 智君） 議員番号3番、高柳 智です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

今年はずみ年ですが、ずみ年は繁栄の年と言われております。既に東京オリンピック・パラリンピックが間近に迫っております。しかし、新型コロナウイルスの影響でその開催自体を疑問視する声が聞かれたり、株価も下落等、日本経済も混乱しております。また、身近においてもイベントの自粛、学校の休校等、さまざまな問題が沸き起こっております。賛否両論はございますが、酒蔵まつりの中止や学校の休校はいたし方ないことだと私は思います。何よりも一日も早い感染の終息、特効薬の開発が急務となっております。

一方、新型コロナウイルスの影響で、昨年台風15号、19号及び10月25日の台風災害もあれからちょうど半年が経ち、当事者以外の方々には忘れ去られつつありますが、当町にも大きな被害をもたらし、未だ完全復旧には至っておりません。そこで、最初にその後の復旧対策等について質問を行います。

以降につきましては、自席にて行います。

○議長（石橋 伸一君） 3 番 高柳議員。

○3 番（高柳 智君） まず、千葉県災害義援金の申し込み状況及び配分状況を教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤 道雄君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

千葉県災害義援金ということで、申し込み配分状況ということのご質問でございます。千葉県災害義援金につきましては、昨年の台風によりまして県内から、皆様から現金をいただきました。これを千葉県災害義援金配分委員会において決定したものに基きまして配分するものでございます。

神崎町の場合ですけれども、まず申し込みでございますが、その前に条件がありまして、まず罹災証明をとるとというのが1つの条件です。まず罹災証明ですが、これは全部で244件ございました。その中で現在、申し込みされている方が150件です。

それから配分状況でございますけれども、第1回目の配分を2月20日に行いました。内容としましては、半壊が3軒、一部損壊が106軒、合計109軒でございます。

配分の金額でございますが、半壊の場合には1軒15万円でございますので、3軒で45万円、一部損壊の場合には106軒であります、1軒1万円でございますので、106万円です。合計で151万円の義援金を配分いたしました。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうしますと、実際発行件数が244件で、ただいま109軒。すると何%に当たるんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 伊藤総務課課長。

○総務課長（伊藤 道雄君） お答えいたします。

まず、申し込み状況でございますと、罹災証明が全部で244件ということでございまして、申し込みが150件ということでございますので、率にしますと約61.5%の方の申し込みでございます。

配分でございますが、やはり244件の罹災証明に対しまして、半壊が3軒、一部損壊が106軒ということで、合計109軒でございますので、率にしますと約44.7%の率でございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） この申し込みというのは、ホームページに確か載っていて申し込むということだと思んですが、罹災証明をいただいた方個々に通知等もお出ししているんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤 道雄君） お答えいたします。

罹災証明は、役場のほうに、来ていただいて、税務のほうで受け付けということになっておりまして、罹災証明を受けた方全員にまずこの千葉県災害義援金の案内書と申込書の関係書類を送りまして、それで受け付けするようにしております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 続きまして、被災者支援制度のほうなんですけれども、いろいろ住宅関係だったり農業関係だったりあるんですが、主に住宅関係と農業関係を分けて状況をお聞きしたいんですが。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課建設担当課長。

○まちづくり課担当課長（鈴木 信成君） 被災者支援制度について、建設係所管分と

いたしまして、住宅の修繕の支援制度が2制度ございます。1つ目は、災害救助法が千葉県で適用されておりますので、災害救助法に基づく支援事業としての応急修理、2つ目としまして、被災住宅修繕緊急支援事業という2制度がございます。この制度につきましては、住宅の損壊割合、着工の有無等によりまして、どちらかの制度を利用させていただくことになります。

両制度の相談件数は、現在51件ございますが、利用状況としましては、災害救助法に基づく支援のほうが1件、被災者住宅修繕緊急支援事業が17件という利用状況となっております。17件全て合わせまして、住宅の修繕に係る工事費が総額1,167万5,000円ということになってございます。うち、交付額としまして233万5,000円となっております。1件当たり平均しますと大体、70万円ほどの修繕の工事費がかかっているということございまして、約9割の方が屋根瓦が飛んだ部分の修繕ということでご利用なさっている方が多いということになってございます。

住宅関係では以上ということになります。

○議長（石橋 伸一君） 伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤 道雄君） ただ今のご質問で総務課の関係の部分の被災者支援制度、住宅関係についてお答えいたします。

総務課の所管でありますと、被災者支援制度としまして、今回、被災者生活再建支援金というのがございます。これは台風等一連の災害によりまして被災者生活再建支援法の適用になったということで、幾つか条件はあるんですが、1つは、千葉県全体で全壊が100世帯を超えたというものがあります。更に今回、神崎町では2世帯の方が対象になっておりますが、大規模半壊以上で、更に解体といった条件がありまして、支援金が交付されます。神崎町では、半壊・解体ということで2世帯ありまして、世帯ごとの支給でございますが、金額としまして合計で300万円でございます。内訳としましては、基礎支援金が100万円、加算支援金が200万円ということです。

それから、手続でございますけれども、まず、被災者の申請書類、これを神崎町に出していただきます。町のほうで確認しまして、内容を審査したものを千葉県のほうに申請いたします。千葉県のほうで審査しまして、更にそこから広域財団法人都道府県センターのほうに申請いたします。最終的にはこの都道府県センターが被災者のほうに支援金を配布するという形となっております。

総務課のほうは以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 農業関係の被害につきましてご説明をいたします。

農業関連は、パイプハウス、それから鉄骨ハウス、ガラス室、農業用倉庫等の建物被害がほとんどを占めておりまして、被災された農家の方々が占めて72名ということになっております。

被害の総額が約1億5,000万円ということで、かなりの額に上っております。そのうち修繕を実施されている方、希望された方は41名。事業費が8,010万円ということになっております。

こちらにつきましては、国、県それから町で補助をしております。国庫が30%、それから県が40%、町が20%ということで、90%、9割が補助ということで実施をしております。今回、補助金額につきましては、約6,000万円が補助ということになっております。

現在の施工の状況なんですけども、年度内の完了見込み、これが約4割ということなんです。金額的に4割です。人としては約5割が施工完了の見込みということになります。ですので、残りの6割につきましては繰り越しということで見込みが立っております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 先ほど復旧の割合が出たと思うんですが、住宅関係はもう繰越明許が出ていると思うんですが、現状でざっくり何割りぐらいかというのがわかればということと、農業関係では繰越明許が出ていないので、事故繰りということよろしいんでしょうか。

その2点、お願いします。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課建設担当課長。

○まちづくり課担当課長（鈴木 信成君） 繰り越しに出させていただきました金額につきましては、一応、予算全額を繰り越しさせていただいてございます。うち本年度中に支出できるものに関しましては随時、支出していきたいと。早めに給付したいと考えてございます。

それとあと工事が終わって完成書類等も整った方から随時、支払いは行っております。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

執行額は確定しておりません。従いまして、繰越額も確定していないということですので、事故繰越ということになります。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 次の質問ですが、水害の時消防団が出てポンプアップで水を汲んだというお話もありましたが、その時の水没地域の状況、私が把握している限りでは、郡、小松、武田はあそこの橋のところですね。あと本4の一部と認識しているのですが、毎回といいますか、大雨が出ると必ずと言っていいその地区、そこで水が出てしまうという、地形上の問題等もあるとは思いますが、その対策等はどうなっているでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課建設担当課長。

○まちづくり課担当課長（鈴木 信成君） 水没地域等の対策についてということで、建設系のほうで把握している箇所が、先ほどおっしゃいました本宿4区、それとあと県道と国道が交差する郡の榎本の交差点、それと県道を旧大栄方向、51号方向へ向かひまして、武田の武田橋という形でうちのほうは建設係として把握しているところがございます。

このうちまず、対策となるかどうかはあれなんですけれども、本宿4区の冠水につきましては、東日本大震災の折に一部地域で地盤沈下が発生してございます。災害復旧の時点の説明会で、地域の方から地盤沈下があるので道路の復旧高の関係では元の高さで復旧されると宅地が低くなってしまいうので困るということで、沈下した現状での道路の復旧を望みますという声が多かったことから、災害後の高さで道路のほうは復旧してございます。

その時に、側溝につきましても道路と同じ高さで側溝は敷設するわけでございますけれども、地区の排水の流末は全て神崎川に流れるような形をとってございます。神崎川が雨水等で増水しまして水位が高くなった場合には、本宿4区地域を含めまして、排水ができない状態となる場合がございます。本件の現状での解消策としましては、松崎排水機場を効率的に運転しまして、神崎川の水位を下げるというような方法になろうかと思われます。

続きまして、武田の武田橋ということでございますが、武田の武田橋につきましては、県道事業、県道の横断部分の排水路ということでございまして、県のほうでは通行止め等の措置をとっているところがございます。対策としましては、横断管を大きくするような形になろうかと思うんですけれども、前後の水路の幅も限られてございます。高さも決まっていることから、それほど大がかりな事業はできないのかなということで思っております。



あと、郡の榎本の交差点の付近の冠水につきましてですけれども、こちらも国・県道ということもありまして、千葉県に要望書を提出しております、一昨年から千葉県のほうで事業化してございます。この冠水対策には、下流部にあるJRの線下の横断管の拡張が必要であるということから、JRと数度に渡り協議した結果、実施は可能ですよということになったんですけども、それ相応の費用負担を求められまして、概算で約2億円程度ということになりました。

この2億円という負担もありますので、県と町及びコンサルタント等を交えまして協議を行った結果、榎本交差点周辺に集まってきた雨水を3ルートに分散して排水を確保しようという計画となっております。まず第1のルートは、JRの横断化の計上は変更せず、現在の状況のまま利用するという事で排水するルートがまず1ルート目。第2、第3ルートといたしまして、榎本の交差点から香取市方向へ向かう国道の下に管を布設しまして、圃場の排水路、下流部に2カ所ほどあるんですけども、そこへ放流する計画と。合わせて3ルートを確保して、榎本周辺に集まってくる排水を流そうという計画でございます。

本年度は第2ルートのうちの国道から圃場排水路へ流す区間に排水施設がないために、排水構造物設置のための用地取得を県のほうで行ってございます。以降、本工事に着手するという事ですけども、この6月頃に郡の駐在所付近の国道の下から約100メートルほどを、管を布設する工事が始まる予定と聞いてございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 小松地先につきましては、私の確認するところ、もともと家のほうが低くて、これは災害どうのこうのよりも家の問題ではないかというようなお話は聞いておりますので、それはよろしいです。

災害に関連しまして、町の消防団が道の駅の脇の土手で月の輪工法をして、その結果もあって、国交省より表彰されたというのは広報にも出ておりましたが、町の事業ではないとは思うんですね。あそこは法面ですから。でもこのままでも不安はあると思うんですが、こちらにつきましてはどうでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤 道雄君） ただ今のご質問にお答えいたします。

神崎町消防団につきましては、台風15号、19号、それから10月25日の大雨に際しまして大変ご協力いただきました。本当に感謝しております。特に台風19号につきましては、10月12日の土曜日に要支援者の巡視のほうを行っていただきましたし、10月13

日曜日におきましては、午前中やはり要支援者の安否確認、午後からは利根川が増水しましたので、利根川沿岸の地区の準備広報、更に先ほど言われました夜間になってから、松崎道の駅付近の側道のほうの水の漏水というところがありまして、土のうを使いまして月の輪工法ということでやっていただきました。延べ290名が出ていただきました。水防活動ということで行っていただきました。

先ほども申し上げましたが、今年の2月10日に東京霞が関の国土交通省におきまして、神崎町の消防団が水防功労者国土交通大臣表彰を受けました。本当に消防団のほうには感謝しておりますし、今後もいろんな面でお世話になるとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課建設担当課長。

○まちづくり課担当課長（鈴木 信成君） 建設係のほうから、松崎地先の漏水に關しまして答弁申し上げます。

消防団が国土交通大臣賞を受賞されたということで、おめでとうございます。

漏水箇所につきましては、水防工法のうちの初期漏水対策工法ということで、月の輪工法を消防団の方に行っていただきました。先般の台風の影響で、増水で利根川下流事務所管内数十カ所の漏水箇所があったということでございますが、神崎消防団に活動していただいたということで、この5月から復旧工事に国土交通省のほう着手するということで、出水期に入ってしまうんですけども、10月までには工事を完了させたいということで聞いてございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 次の質問に移ります。

人口減少、高齢化に伴いまして1つの問題が、高齢者の移動手段であり、交通弱者、移動弱者対策が深刻化しております。12月議会でも、巡回バスの運用状況及び実績をお聞きいたしました。その際、利用者アンケートの実施が話されていたと記憶しております。どうなっておりますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

昨年、12月の議会に高柳議員からアンケートをとったらいかがでしょうかということでご提案がありまして、昨年の暮れから年明けにアンケートを実施したところでございます。内容につきましては、年齢及び居住地、1週間の利用回数、目的地、その他運行に対する要望などを回答いただくものでございました。

15名の方から回答をいただいております。居住地につきましては、四季の丘、成城台の住宅団地、それから古原、植房など米沢地区がほとんどということでした。

利用回数につきましては、週3日から4日。中には毎日利用されている方もおられたというふうな状況になっております。

主な行き先ですけれども、下総神崎駅、また町内の銀行、それから神崎クリニックへの通院、それからナリタヤやヤックスドラッグへの買い物等でした。

高齢の方々の生活の重要な交通手段になっているということが見て取れるという感じでした。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） アンケートありがとうございます。15名という限られた人数の方だったと思うんですが、そこから見えてきた改善点等は何かございますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、やはり多かったのは、電車とも接続をよくしてくれないかというご要望でした。JR成田線との乗り継ぎはなるべく考慮して時刻表を組んでいるんですけども、何せ3ルートで1台、こちらを運行しているものですから、うまく乗り継ぎができないというのが現状でございます。わずかなずれで改善できる部分につきましては、個別に対応いたしますということで回答はしております。

あともう一点、バス停以外の場所で自由に乗り降りできないかというようなご要望でした。こちらは運行の安全管理、それから定時運行に支障が生じるということもございまして、バス停での乗降、こちらをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 費用をかけている割にはご利用者さんが少ないという状況、これはいたし方ないかなと思うんですけども、更なる防災無線等による広報も併せてPRをしてはどうでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） PRにつきましては、防災無線を使用して利用客の増加が図れるかという、なかなかちょっと難しいのかもしれませんが、なかなか今すぐは思いつかないんですけども、もしいい方法がございましたら、むしろご提言をい

ただければと存じます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 次の質問です。

空き地や空き家の適正管理等、一部には廃墟にコウモリが棲みついていると。そのコウモリが近隣の家には害を与えるというか、そういう例もあると聞いておりますし、生い茂った草木が隣地にはみ出したりするなど、生活環境を害する問題が起きていると。

これも12月議会で私のほうでちょっと質問させていただいたんですが、地主さんなどに注意やお願いをしていると伺いましたが、まだちょっと改善されていない案件というものはあるのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木町民課長。

○町民課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

雑草の繁茂の放置状態に係る規制のほうを町民課の環境係のほうで行ってございまして、過去2年間の苦情件数の状態を申し上げますと、平成30年度で10件、それから今年度、2月までなんですけど、19件というような内容でございます。

それに対して、町の規制条例に基づく指導、通知、こういったもので適正な管理を促しております。30年度、先ほど苦情件数10件と申し上げましたけれども、こちらについては全て改善という方向になっております。

それから、今年度2月末に先ほど19件というようにお話をいたしましたけど、その中で指導、通知によりまして改善が14件、図られているということです。そのうちというか19件のうち4件は当事者間の話し合い等で解決しているというような状況でございまして、残り1件については、通知の上の勧告というようなことで、やはり文書通知なんですけども、勧告によりましてそちらのほうも改善が図られたということでございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そういたしますと、今年度ではまだ5件、残っているという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木町民課長。

○町民課長（久保木 豊吉君） 本年度2月末までの苦情件数に対して、改善が図られたもの、それから当事者間の話し合いで解決したもの、それから最終的に勧告で改善

が図られたもので、最終的には全て19件、改善が図られているという結果でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 改善されていない案件はないということで、承知いたしました。

次に、12月議会でもこれもちよっと質問させていただいたんですけども、やはり草刈り等、農業関係では農地・水があるので、そこで地域で行っているというお話は聞くんですが、そのほかに、農業関係以外のところにおかれまして、区や自治体が草刈り等をみんなで行っていると。みんなで区で行うというのは当たり前といえば当たり前、共助の部分かなとは思いますが、農地関係ではその農地・水があつて、補助金が出ると。幾らでもないんですね。

12月議会の際に、その区や自治会等が行う草刈り等の支援を伺いましたが、その際に「検討して参ります」というようなお話だったと思うんですが、その後の対応を教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 久保木町民課長。

○町民課長（久保木 豊吉君） ご質問にお答えいたします。

今お話があつたとおり、農地であるとか、それから道路であるとか、そういったものに関しては、そういった支援の手段もございしますが、空き地等の雑草繁茂の放置状態に対する対策に支援策があるかという、そういったものは今のところ現行ではございません。

近隣市町村等の環境担当の会議等でも、常にこういった空き地に繁茂した雑草の除去に関する手法といいますか対応策といいますか、こういったものが担当者がいつも頭を悩ませているというような状況でございます。

12月議会の時に、高柳議員からもお話がありましたけども、成田市の例として、地区の特に区・自治会が行う草刈りということで、そういったものにはコミュニティー活動の一環としての助成に対してそういった事例があるよと、支援している事例があるというようなお話をいただいた中で、本町においてもそういう方法がとれないかどうか、今まちづくり課と検討しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 人口減少をしてく中で、どうしても空き家等々の問題が出てくると思いますので、検討しているということで、承知いたしました。

次の質問でございます。今年度、福祉のほう、地域ぐるみで福祉活動への参加を促

し、支え合う体制を強化するために、本町の地域福祉の新たな指針として、神崎町地域福祉計画の策定を行っており、パブリック・コメントが募集されておりましたが、その地域福祉計画の内容を教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

地域福祉計画策定の背景といたしましては、先ほど来お話のありました少子高齢化や人口減少の進行に伴い、人口構成や家族形態の大きな変化がある中で、家庭や地域での支え合いの力が低下しているような状況、また、地震や大雨等による大規模な自然災害が相次いで発生している中で、災害時に支援が必要な方が避難支援体制の一層の強化が求められているほか、生活する上でさまざまな課題を抱える生活困窮者への支援も課題となっております。

国では、社会福祉法の改正を行い、市町村地域福祉計画の策定を努力義務として位置づけました。福祉分野の上位契約として、これは我が国の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現」というようなスローガンを掲げて、この問題解決に向けた包括的な支援体制の整備を進めているところでございます。

本町においても昨年度、18歳以上の町民1,500人を対象にアンケート調査を実施し、今年度計画の策定を進めて参りました。策定に当たっては、町の福祉関係団体の代表者や社会福祉施設の代表、区長会や消防団など住民組織の代表により選定委員会を設置いたしました。3回ほど会議のほうを開催してございます。そのほか、前年度、実施しましたアンケートの内容等を含めて広く町民の意見を反映させるとともに、計画の内容について委員会等で検討していただいております。

計画自体の内容といたしましては、「みんなで創る生涯安心のまち・こうざき」を計画の将来像として定め、基本目標として、「分野横断的な取り組みの推進」、「支え合う意識の醸成と人づくり」、「地域福祉活動団体等の育成・支援」、この3つを掲げ、具体的な施策として、高齢者の見守り支援、生活困窮者対策の推進、ひきこもり、就労、自殺予防、こういったことを取り組むこととしております。

計画期間は5年間としまして、町民や各種団体の参加と協働により、また町社会福祉協議会とも連携し、本計画の推進を図って参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） パブリック・コメントの実施状況はいかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） パブリック・コメントにつきましては、意見公募期間を本年1月20日月曜日（金）から31日（金）までの期間として、町保健福祉課窓口での閲覧と町ホームページへの掲出により実施してございます。他のパブリック・コメントと同様に、1つとして、町内在住・在勤・在学の方、2番目として町内に事務所または事業所を有する方、3番目として、その他本案件に利害関係を有すると認められた方を対象に、規定の様式書により保健福祉課へ持参または郵送等で提出していただくようお願いしてございます。

残念ながら今回の公募に対する意見はなかったような状況でございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 次の質問です。

体育団体活動事業として、各種団体の育成等を目的とされています補助金がありますが、その具体的な内容及び団体の活動状況等を教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

町のスポーツ関係団体のうち助成している団体は、スポーツ推進委員連絡協議会、体育協会、スポーツ少年団の3団体になっております。

それぞれ3団体には平成31年度予算ベースで、スポーツ推進委員連絡協議会に125万8,000円、体育協会に47万5,000円、スポーツ少年団に27万円の助成をさせていただいております。

活動内容につきましては、スポーツ推進委員連絡協議会では、町民の方が気軽にスポーツを楽しめるようなイベントとして、歩け歩け会、あと高齢者の方を対象にしたグラウンド・ゴルフ大会、あと小学生の高学年などを対象にしたスキー・スノーボード教室など、多くのスポーツ関連行事を開催させていただいております。

また、体育協会には野球部、バレーボール部など10の団体が加盟しており、またスポーツ少年団には野球やサッカーなど5団体が加盟しており、町のスポーツサークルで構成されており、普段の活動というか練習ですかね、そういうものだとか大会への出場などを行っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 中には例えば町民のためということで大会等を開いても、人口

減少に伴って参加される人も少ないというようなところもちょっと聞くんですが、そういうところに対して同じだけの補助金を出し続けるというのはいかがなものかなと思う反面、スポーツ少年団の中では、子どもたちは減っていますが、素晴らしい実績を上げているということも聞いておりますが、そこら辺の実状はいかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

スポーツ少年団の中で、サッカーを行っているF C神崎という団体がございます。この中で、小学生の頃から加入いたしまして、サッカーに取り組んでいただいて、非常に成績を上げた方を紹介させていただきたいと思います。お名前が今井那生さんという方で、神崎本宿出身の方になります。スポーツ少年団のF C神崎でサッカーを習い始めて、中学、高校、大学とサッカー部に所属して技術の向上を図って参りました。今、大学4年生で、卒業という形になりますけども、三重県鈴鹿市に本拠地があります社会人サッカークラブ、名前が鈴鹿ポイントゲッターズという社会人チームとプロ契約を結び、今年の1月26日に加入いたしました。

本当に幼少期、地元のスポーツ少年団のサッカーに親しみ、夢を追い続けながらプロの選手になったという輝かしい成績を残しており、これからプロで活躍していただくことを楽しみにしながら、私たちも応援をしていきたいかなと考えております。ポジションはディフェンダーになります。背番号が26ですので、今後も応援をしていきたいかなと思います。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） プロ選手が出たということですので、できましたら町長のほうに訪問していただいて、町長と握手等をしていただいて、広報に載せるようなこともいいのかなと。ただ、本人のご意向がありますので何とも言えませんが、そういうことも検討していただければと思うんですが。忙しいのかなとは思いますが。

そのF C神崎の関連で、先ほど来、西の城の指定管理等々のお話でしたが、こちらは災害にもかかわる話なんですけど、西の城の体育館及びグラウンドを一体的に整備を、例えば体育館にシャワー設備をつけて、中をもう少しよくして、避難所機能を持たせるとか、グラウンドも今の面積ですと公式の大人の試合には適用できないということですので、グラウンドの拡張、またグラウンドを整備することによって、臨時の駐車場にもできるんじゃないかなという考えをちょっと考えているんですが、といってもお金のかかる話なので、聞くところによりますと、スポーツ振興くじ助成、



いわゆる t o t o、こちらは少額のものに対しては補助できなくて、逆にある程度の規模のものには補助できるという。実績を見ていても結構、使い勝手がいいんじゃないのかなと思います。ここら辺も国の負担なしにこういう活用もできればいいのではないかなと思うんですが、検討の余地はどうでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

わくわく西の城のスポーツ施設ということで、体育館とグラウンドというところになるかなと思いますけども、こちらをもっと使いやすく、それと機能性を充実したような形というところで対応できないかという形になりますが、先ほど高柳議員のほうからおっしゃられたように、スポーツ振興の中で、スポーツサッカーくじの中で、t o t oとかBIGなどを活用した事業が日本スポーツ振興センターさんのほうで事業としてありますので、そちらをちょっと紹介させていただきたいと思います。

日本スポーツ振興センターでは、スポーツの促進という観点から、地域スポーツ施設整備助成という事業を行っております。この中には、グラウンドの芝生化事業ということで、グラウンドの芝を人工芝に変えるような事業もごございます。助成対象者が市町村の場合ですと、対象額の限度額は6,000万円で、補助割合が5分の4になって、助成額の限度額が4,800万円という形の金額の助成事業になっています。

先ほどご指摘がありましたように、中学生が行えるくらいのサッカー場を確保するためには、現状の状況では少し面積が足りませんので、少し用地をお借りするとかということが発生してくるかなとは思っています。これについては単独で行えるということなんですけれども、これに付随して、トイレをもう少し綺麗にするとか更衣室を綺麗にするとかというだけではなかなか助成対象にならないということで、町民の方が身近なスポーツを楽しめるという観点からいたしますと、体育館の機能をもう少し充実していかなくちゃいけないのかなと思っています。例えば床面の張り替え、あと照明器具の改修、それに合わせて水回りの設備を改修していくというようなことが、この事業の趣旨に沿った申請割合ができるんじゃないかなと思っています。

ちなみに助成内容につきましては、上限が3,000万円、助成割合が3分の2で、助成限度額が2,000万円というような事業の内訳になっております。ただ、総事業費についてはちょっとまだ不確定なところがあって、詳細は不明ですけれども、設備事業の限度額よりももう少し上回る金額の事業費が想定されるんじゃないかなと思います。その時の町のほうの対応については今後、協議という形をとらせていただきたいと思います。

以上でスポーツ振興関係に関する助成事業の説明については終わらせていただきます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 高柳議員、あと質問時間9分です。

○3番（高柳 智君） はい。次の質問です。新型コロナウイルスに対する現状についての質問ですが、公共施設で配置すべき消毒液の配置状況と、窓口対応する職員のマスクの対応等は現状でどうなっておりますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 現状では、窓口対応する職員に各自で用意していただいてマスクのほうを着用していただいております。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 特に高齢者の方が感染及び罹患することにより重篤な状況に陥りやすいと聞いております。町内にも高齢者施設があると思うんですが、こちらの高齢者施設の対応はどうなっているのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 高齢者施設につきましても、県のほうから昨日、各自治体の高齢者施設及び医療機関に対して、マスク等が不足しているのであれば市町村が抱えるマスク等を提供するようという内容の通達が来ておりました。

これに基づきまして、町のほう、コロナ対策本部のほうで町内の高齢者福祉施設、そして医療機関、聞き取りを行いまして、マスク等が不足しているような状況の福祉施設4団体、そして神崎クリニックさんのほうに、国がこれから配布されますマスクが届くまでの間の繋ぎ対策として200枚ずつ計1,000枚、配布してございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 最後の質問でございます。

神崎発酵マラソン大会についてなんですが、コースになっている地区では、まだ説明がないという話もございます。全体の進捗状況を教えていただきたいのですが、具体的に時間もないので言いますと、ランナー及びボランティアの応募状況、あと新型コロナウイルスによります延期または中止の判断時期、ちょっと難しいとは思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 高柳議員のご質問にお答えします。

今現在、マラソンのエントリーの数は、3月5日現在で1,237名になっています。

内訳は、ハーフの種目に617名、10キロに419名、3キロに201名です。

ボランティアについては、今現在ちょっと数字を把握していなくて、ちょっと申し上げられないところがあります。ただ、神崎中学校の生徒の方々が協力していただけるというところと、毛成地区の方も団体でボランティアとして協力してくれることを一応、聞いております。あと個人の方も数名、あといろんな団体のほうからもボランティアとして協力していただくということは一応、聞いておりますので、そういう方々のご協力をいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） マラソン大会の開催の見極めについてという問い合わせかと思えます。

5月24日ということで予定をしております。今現在、この新型コロナウイルスの感染の拡大の状況というのはまだまだ続いているという中で、終息が見通せないということだろうと思います。ただ、大もとの中国ではもうほとんど減ってきて、大分、終息の先が見えてきたということがございます。そうしたいろいろな状況を勘案しながら、やはり考えていく必要があるのかなど。まだ実際問題、2カ月あるわけですが、その先の状況は適切な時期を見ながら判断をしていきたいと。今すぐまだ判断をする状況にはないなと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 以上で私の質問を終わりにします。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、3番 高柳議員の質問を終わります。

一般質問を続けます。

◇ 2番 大原 秀雄 君 ◇

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原秀雄議員の質問を許します。

○2番（大原 秀雄君） ただ今議長からご指名をいただきました大原でございます。

これから一般質問をさせていただきます。

まずその前に、昨年12月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルスの全世界への拡散、そして日本でも全国的に拡散しており、政府もいろいろな対策を打ち出し、新型コロナウイルスの拡散阻止に向け全力で闘っております。また、昨日、急遽、県も

知事出席のもと、国及び県商工観光関連団体並びに金融機関等の会長及び代表者を集め、新型コロナウイルス感染連絡会議をこの16日月曜日に開催する旨の連絡がございました。

会議内容は、業界の状況を聞き、県としての対応を取りまとめていきたいとのごとでございました。私も万障繰り合わせて出席をするつもりですが、我が神崎町も感染阻止に全力を尽くすとともに、心ならずも感染者が出た場合の対応を十分に考えておかなければなりません。

皆様もまだ記憶に新しい2003年より約7カ月間、全世界に蔓延したコロナウイルス、SARSがございました。日本では余り広がりませんでした。世界では1,000人を超える死者を出しております。SARSも約7カ月で終息しております。その後、インフルエンザもあり、今回の新型コロナウイルスも、もっと早い段階で終息するものと願っております。

私は今が夜明け前で、一番暗い時期だと思っております。私はやはり10年後、20年後の神崎町を見据えて今回、何をすべきかを考え、質問をしていきたいと思っております。

これから先は自席にて質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原秀雄議員。

○2番（大原 秀雄君） まず初めに、前回12月の議会でも質問いたしましたが、米沢小と神崎小の統合について質問いたします。12月から、あれから教育長ともいろいろとお話しをさせていただきました。その中で、統合ありきの考え方でなく、近い将来、起こり得ることを考え、今何をすべきかを質問いたします。

まずは平野課長に質問いたします。平成27年度の教育行政諸課題検討委員会の委員の人数、並びに当時の参加者の肩書をお教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 大原議員のご質問にお答えいたします。

神崎町教育行政諸課題検討委員会の委員構成にかかわる最初に役職について申し上げたいと思います。学識経験者として、前議会議員の方、議会議員の方、こちらは総務文教常任委員長の方になっております。続いて、保護者を代表いたしまして、神崎小学校PTA会長及び監査になっている方、米沢小学校PTA会長及び監査になっている方、また神崎中学校PTA会長及び副会長の方になっております。また、地区住民代表といたしまして、平成27年度神崎町区長会の会長、副会長、会計、監事の方、最後に小中学校を代表として3校の校長先生となっております。当初は18名でありまし

たが、その後、各学校の次年度のPTA会長を追加しております。

委員数につきましては、学識経験者が2名、保護者代表が9名、地区住民代表が7名、小中学校代表が3名で、21名で組織されております。

以上であります。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 委員会の委員の名前をお聞きして、ほとんどが直接関係のある方だったなという感じは受けております。

次に、教育長に質問いたします。当時、教育長は就任したばかりとお聞きしましたが、現状の米沢小学校の教育のあり方においてのメリット、デメリットを3つずつお答えください。

○議長（石橋 伸一君） 椿教育長。

○教育長（椿 勇君） お答え申し上げます。

小規模校のメリットとデメリットというようにお話でございますけども、学習面におきましては、人数が非常に少ないというような現状の中で、一人一人に目が届きやすい、あるいは個々の児童の個性をしっかり受けとめて教育に結びつけるというふうな指導が行われます。

それから、生活面の関係ですが、学校生活の上でつまずきであるとか、あるいは間違いとかそういうものを素早く捉えて指導ができる、そういうことがあろうかと思えます。

それから、3つ目には、各種行事等につきましてですけども、学級や学校のさまざまな役割を体験することができて、個々の肯定感が非常に高まるんじゃないかなと、そういうことが挙げられるかと思えます。

一方、デメリットですけども、集団の中での多様な考え方に触れる機会が少ないと、そういうことが1つ挙げられます。

それと2つ目には、6年間、同じ環境の中で過ごすというようなことで、交友関係が非常に狭くなる。そういうことで、切磋琢磨する機会が少なくなるのかなということが挙げられます。

3つ目には、集団の中での社会的経験の場として、そういう機会が非常に不足してくると。そういうことをフォローする必要があるというようなことで、デメリット3つ挙げられるかなというような感じでございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） メリット、デメリットを3つずつ挙げていただいたわけですが、やはり小学校全部合わせても50人以下というのはどうなのかなという考えはございます。これは私の私的なものでございますが、教育長にご質問します。

将来、5年後、10年後に現在の米沢小の生徒数を確保できるとお思いですか。

○議長（石橋 伸一君） 椿教育長。

○教育長（椿 勇君） 現行は今、1年生から6年生までで48人が教育を米沢小学校で行っているわけですが、次年度以降、4月には令和2年というようなことで、40人を予定しているということで、40人推移で進むんですけども、令和6年、7年、8年というようなことで刻んでいくと、若干増えてくるというような状況でありますけれども、いずれにしても50人は超えないというような現状の中で、その教育体制をどういうふうにして進めようかというようなことが今までもあります。

そんな中で、神崎小との交流の密度を毎年上げていくとか、あるいは特別支援学校なり他の学校との交流を深めていくとか、あるいは下にある保育所との交流、中学校との交流、そういうことを総合的に整えながら進んできたんですけども、いずれにしてもこれがいつまでもそれでよしというようなことでは決してないわけですので、もう一つ加えて言わせてもらえば、大学との今、千葉敬愛大学との交流、文京学院大学との交流、日本体育大学との交流、以前までは千葉大との交流というようなことで、学校教育の大学の資源もいただきながら、子どもたちを成長させようかというような思いのもと、そういうところと提携を結ばせていただいて、現在進んできていますけれども、いずれにしてもさまざまな状況の中で、町の人口でも6,000人を4人上回るというのは広報の中では載っていたかと思いますが、そういう状況ですので、しっかり整えながら、もっとオープンに考えていきたいと思っています。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原秀雄議員。

○2番（大原 秀雄君） 教育長のお考えは、それはそれとして、いつ起こるかわかりませんが、近い将来、歯抜けと言ってはあれですが、何年生が一人もいない、何年生が一人もいないという小学校になり得る可能性は十二分にあるんじゃないかと思いません。

教育長に質問しますが、私は将来を見据えて、平成27年度に行った統合の是非を問う検討委員会ではなく、町としてどうあるべきかを検討する委員会を立ち上げ、議論をしていく必要があるかと思いますが、教育長、どう思いますか。

○議長（石橋 伸一君） 椿教育長。

○教育長（椿 勇君） ただ今のご質問でございますけれども、いずれにしてもこれを

協議・検討しないというようなことは決してあり得ないわけですし、10年先、十分に先を見据えた中では、常にそういう課題に挑戦しながら検討を進める、そういう体制を整えていくことがその時にまごつかない学校教育になるのかなと思っていますので、そういうことを進めていきたいとは考えています。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原秀雄議員。

○2番（大原 秀雄君） 今、教育長からのご意見をいただきましたけれど、この委員会、立ち上げていただけるんですね。

○議長（石橋 伸一君） 椿教育長。

○教育長（椿 勇君） そういう協議会、オープンの方々にお寄りしていただいて、その中で忌憚のないご意見を出し合って、神崎の教育のあるべき姿を考えていくと、そういうことは必要だと思っていますので、そういう機会を設けたいというようなことを考えております。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 今、教育長から委員会を立ち上げていただけるという回答をいただきました。

町長にご質問します。今、新たな委員会の立ち上げをお約束して、教育長、いただきましたけど、町長のご意見はいかがですか。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 神崎小と米沢小の統合につきましては、大原議員が言われますように、子どもの教育に支障があってはやっぱりまずいということ、それが大前提だろうと思います。やはり今後の子どもの出生数、これはやっぱり常に把握する必要があるだろうと思っています。そうした中で、状況を見てやっていくべきだろうと思います。

今、教育長が言われた方向で進んでいきたいと、そう考えています。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 町長からも賛同のご意見をいただきましたので、本当にありがとうございます。町としても、やはりこの問題に関しては広く有識者を集めていただいて議論をして、結論を、あるいは方向性を見出す必要があると思います。是非この委員会を立ち上げる時には、新人議員もなかなか状況はわからない方がいらっしゃると思いますので、メンバーに入れていただいて、是非検討する会をなるべく早い時期に立ち上げていただけたら幸いに思います。

以上、教育委員会のほうの質問に関してはこれにて終了いたします。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原秀雄議員。

○2番（大原 秀雄君） それでは、続きまして水道事業について質問させていただきます。

これも12月の議会で質問させていただきました。借入金の件でございますが、今年度の予算を見ますと、借り入れ内容が少し減額されているようですが、内容の説明を鈴木課長、お願いいたします。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課水道担当課長。

○まちづくり課担当課長（鈴木 信成君） 大原議員の質問にお答えいたします。

水道事業の会計につきまして、令和2年3月31日現在となりますけれども、借入残高が2億8,641万円となります。今後、借り入れがなければ、令和9年度には借入残高が5,000万円を切りまして、年間の元利償還金が690万円ほどに低下する予定でございます。

前回の議会でご質問がありました借入金につきまして、繰上償還につきまして再度、精査・検証を行ったところでございます。財務省と地方公共団体金融機構からの借り入れ分につきましては、将来、払うべき利息分を補償金として支払う必要がありまして、特例を除き、償還というのはいっていないということになります。

この借入金につきましては現行のままということでございます。ただし、平成20年、21年度に特例による借り換えでかとり農業協同組合のほうから借り入れしました令和2年3月末の未償還額239万3,467円、こちらにつきましては、かとり農業協同組合と協議が整いまして、今回の3月の補正予算のほうに企業者への繰上償還分として計上させていただきました。これによりまして、令和2年度予算のほうも若干、減額となっているところでございます。こちらの令和2・3年度分の借入金の支払利息分の効果額としまして、3万3,335円が出たということになります。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 私も他の1市1町の借入金についてちょっと調べさせてもらいました。政府系の財政投融资の一括返済というのは難しいという結論には至ったわけでございます。その他の借り入れのものは返済できるものは返済していくよう努力していただいて、何よりも議会質問の後すぐに行動を起こしていただいた鈴木課長には、この努力は有難く思っております。町民のために経費節減のほうをよろしく願いいたします。

あと、最後になりますが、先ほど教育長からの委員会立ち上げの件もございました。是非5年前の話を引きずるんじゃなくて、全然、新しい感覚のメンバーを揃えて、や



はり将来のこの小学校、どうするかということは今のうちから議論しておきませんと、やはりいざそうなった時に行動が鈍くなってしまうという懸念がございます。やはりなるべく早いうちにこの委員会を立ち上げて、私も楽しみにしておりますので、是非その時には私は私なりの持論を話したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これにて私の一般質問、終了いたします。

○議長（石橋 伸一君） 以上で2番 大原議員の質問を終わります。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 大原議員の小学校の件についての関連です。

私の12月定例議会での質問で、平野さんは「検討委員会はつくる予定はない。小学校は2校体制で行く」。3カ月経って、これで今日、私はその時には町長、教育長には答弁は求めなかった。3カ月で今度、検討委員会を特別職2人がつくと変わってきた。これは町のほうの動きもそのようになったのは何だかわかりませんが、大原議員の質問がよかったら、私が弱かったからでしょうが、この3カ月で変わってきた。

そうすると、令和2年度にはもう立ち上げるほかないでしょうか。時期的にはどうなんでしょうか。この3カ月で変わったのと、時期的にはどうですか。それだけ。

○議長（石橋 伸一君） 椿教育長。

○教育長（椿 勇君） 今の寶田議員のご質問ですけれども、それは統合に向けての集中した会議ではない。神崎町の教育全体を考えて、いかに神崎の将来教育を持っていくかと、そういう会議ですので、合併ありきの会議では当然ないわけですし、その中でみんなで門戸を広げて幅広い協議をいただいて、それを受けとめてその後しっかり私どもが判断をしていくと、そういうことで進めたいと思っておりますので、合併を目の前に考えてのそういう懇談の会ではないということを申し上げておきます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） じゃあ、わかりました。合併ありきの会ではないけれども、時期的には令和2年度中には立ち上げるわけですか。

これで終わりにします。

○議長（石橋 伸一君） 椿教育長。

○教育長（椿 勇君） 今、議論が始まったところですので、私ども委員会の事務局としても、構成を進めていく上では十分協議・検討しないと立ち上げまでは行かないわけですし、その辺はじっくり時間をかけて、どういう判断で、どういう懇談の会がいいのか、その辺も十分、考え合わせた中で進ませていただきます。

---

◎散会の宣告

○議長（石橋 伸一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでに留め、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は明日13日午後1時30分から会議を再開します。長時間ご苦勞さまでした。

（午後4時45分）